

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 中川 崇

年 月 日	令和5年8月29日			
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS vol.01 2023」 154,000部のうち 11,000部（会派分）+ 26,150部（個人増刷分）			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 36,150部 + ポスティング 1,000部 = 37,150部			
発行目的	奈良県議会 6月定例会閉会までの県政報告のため			
按分率の説明	按分率 100%			
内容	奈良県議会 6月定例会閉会までの県政報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	A S A 高の原	115,962	税込単価 3.3円× 36,150部の額より 値引き 3,333円
	個人増刷代 (印刷費)	株式会社 プットア ップ・ス タイル	83,994	個人増刷分 26,150部印刷費
	個人増刷代の 振込手数料	株式会社 南都銀行	555	7 3
※ 100%充当 合計 200,511円				
備考	添付資料： 広報紙「奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS vol.01 2023」			

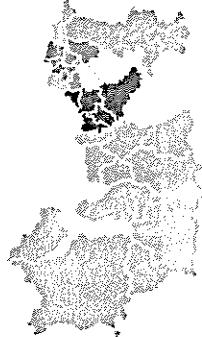
注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会NEWS 01

お問い合わせ先: 奈良県議会会派「日本維新の会」 TEL: 070-8501-66130 / 実行委員会事務局内 TEL: 070-8501-53111 (会派本部)



**山下知事とともに、
県民目線の
奈良県大改革に
挑みます!**



奈良県議会会派「日本維新の会」です。

4月の選挙では、皆さんからのご信託をいただき、メンバーの数も14名となりました。

改選後初となる6月定例会では、この維新的議員たちが本会議や常任委員会で

積極的に発言や提言を行いました。

さらに私たちは会派として、県議会議員の月額報酬2割削減案を単独提案しました。

これまで少數会派だったので、皆様に維新的存在意義を感じていただく機会は

少なかったと考えますが今任期は違います。

採決の結果は議長を除く42名が賛成を示し、賛成16、反対26。

自民党・無所属の会、公明党、立憲民主党が反対を致しました。

私たちは6月定例会初日に提案理由を述べ、他の議員にも理解を求めたのですが、この反対をした議員たちはこともあろうに、議論すら拒否する始末です。

報酬を下げるのが嫌だからと議論することさえ拒否するこの姿を

県民の皆さんはどう思われるでしょうか？

こんな奈良県議会でいいのでしょうか？

私たちの任期は始まったばかりです。

旧態依然の奈良県議会の実態を県民の皆様に包み隠さずお知らせし、

山下知事とともに県民目線で今必要な改革に全力で取り組みます。

今後の私たちの活動にご注目ください。

奈良県議会会派「日本維新の会」

令和5年 6月定例会 議員報酬2割削減条例改正案を提出

議員報酬 2割削減案

議員報酬の実状結果														議決結果							
自由民主党・無所属の会														日本維新の会		公明党		改新なら 新議員会		井 山村	
永川	芦金山	正田若林	伊藤小西	浦川西	池西川	乾米田	粒谷田	浜岩田	中野星川	松木山本	清田山田	閑本福田	福原工藤	中原川	佐藤小林	清水	松尾	西田魚甲	大國口	坂野森山	山村
口恒信	高成樹	進一かずみ	有紀尚己	藤延史	眞尚也	均忠之	浩友示	惟雄	義徳	進一郎	洋平	典範	理之	素之	大亮	光紀	勇臣	義明正博	保良次	貴文泰博	

○=賛成 ×=反対 共=日本共産党

令和5年6月定例会



一部抜粋

松尾 勇臣 議員

- ◎ 関西広域連合への全部参加について
- ◎ 令和5年度予算執行査定について
- ◎ 女性の活躍促進について
- ◎ 子育て支援について
- ◎ 描く産業の成長戦略について
- ◎ 身を切る改革について



一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- ◎ 奈良県の観光交通戦略について
- ◎ 「空の移動革命」について
- ◎ 奈良県のGX推進について
- ◎ 奈良県産材の利用促進について
- ◎ 西奈良県民センター跡地について

「空の移動革命」について

大阪・関西万博に向か、大阪府では空飛ぶクルマの実現に向け、積極的に取り組みを進めています。

奈良県でも大阪府や県内自治体と連携をして取り組むべきでは。

空飛ぶクルマは、人の移動や物流に変化をもたらし、ビジネスへの広がり、観光誘客の促進、また公共交通機関としての利用も期待されています。一方、機体の技術開発や法制度整備、住民理解など、実用化に向けた課題も多くあります。実現可能性などについて大阪府等とも連携し、ともに検討していきます。

「大阪府における空の移動革命社会実装にむけてパンフレット」

原山 大亮 議員



- ◎ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催における県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について
- ◎ 奈良県立医科大学附属病院の駐車場について
- ◎ 都古付道路橿原運動公園線の整備について

県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について

これまで、県と橿原市で橿原公苑と橿原運動公園の敷地の全部交換等の計画が進められてきましたが、費用負担等の諸条件などは、どのような考え方も進めてきたのか、また今後はどう進める予定なのか。

橿原市へは用地及び施設の資産評価額による精算や施設の一体的の運営に向けた協議会の設置等の考えを提案しましたが、市の懸念は払拭されず、合意に至っておりません。今後は、橿原公苑を国民スポーツ大会等の主要会場として活用するとともに、大会後も見据えた多様な利用を想定した改修内容について具体的な検討を進めています。

小林 誠 議員



- ◎ 西和医療センターの移転・再整備について
- ◎ 大和川における遊水地事業の整備状況について
- ◎ 県道法隆寺線のバリアフリー化について
- ◎ 離婚後の面会交流への公的支援について
- ◎ 特別支援学級の充実について

特別支援学級の充実について

発達障害者等を含む支援が必要な子ども達がいる特別支援学級の充実について、教職員の配置をどのように考えていますか。

今年度から県教育委員会では、採用する小学校教員に対し、特別支援学校教諭二種免許状の取得を努力義務とすることで、専門性の習得が求められる特別支援教育の充実を図ります。今後も法に基づく配置に加え、障害の種別や程度に応じて加配教員、非常勤講師を配置するなどして、特別支援学級や通級指導を充実させていきます。



委員会報告

この度の開催内閣は
ご興味ある方へお届けください。

経済監査委員会



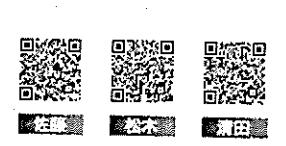
財政委員会



健常委員会



格差均衡委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 中川 崇

年 月 日	令和6年1月20日				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS vol.02 2023」 154,000部のうち 11,000部（会派分）				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 10,500部 + ポスティング 500部 = 11,000部				
発行目的	奈良県議会 9月定例会閉会までの県政報告のため				
按分率の説明	按分率 100%				
内容	奈良県議会 9月定例会閉会までの県政報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	A S A 高の原	34,650	税込単価 3.3円 × 10,500部の額	121
	個人増刷代の 振込手数料	株式会社 南都銀行	110		121
※ 100%充当		合計 34,760円			
備考	添付資料： 広報紙「奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS vol.02 2023」				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS 02

奈良県議会会派 日本維新の会 〒630-8501 奈良市北大路町30 奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7454 (0742)の公職員控除)



奈良県議会会派 日本維新の会

「奈良県大改革」 始動!

9月定例会が終了しました。

山下県政がスタートして約半年、県民の皆様にはどのように映っているでしょうか。
前知事が選挙前にも関わらず、肉付けした予算を提案しそれを議会が承認。

前知事の予算編成を基にスタートした山下県政は

前知事時代に計画された無駄なハコモノ事業に「待った」をかけ、
生まれた財源で高校授業料無償化に道筋をつけるなど

「奈良県大改革」に向け、準備をしています。

しかし、旧態依然の県議会では、

自民党・無所属の会は議員間で申し合わせをした内容を反故にしたり、
同じ内容の話を場所を変え人を変え繰り返したり、やりたい放題。

こんなことをしているといつまでたっても税金の無駄使いはなくならない。

ぜひ県議会録画、委員会録画で

奈良県議会の現状をご覧ください。

公約を実現するため

本格的に山下県政がスタートするのは令和6年度。

その準備を含め、私たち維新県議団14名力を合わせて

「奈良県大改革」に向け頑張ります。



各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

メンバー紹介

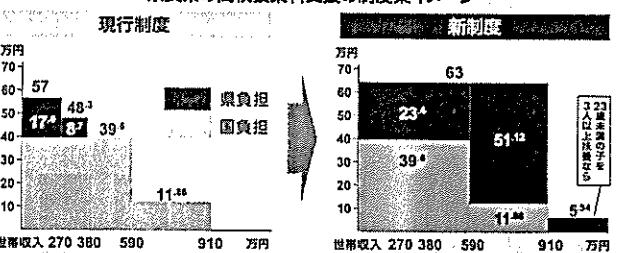


山下知事 高校無償化への制度案を発表!

大型公共交通費の一部から財源を活用

県内私立高校の授業料の公費負担額を来年度から大幅に増額すると発表。
新制度は来年度から、全学年を対象に始める。世帯年収910万円未満とする所得制限を設け、生徒1人あたり年63万円を上限に授業料を公費で負担する。910万円以上の世帯でも、23歳未満の子ども3人以上を扶養しているれば、生徒1人あたり5万9400円の支援を受けられる。

奈良県の高校授業料支援の制度案イメージ



9月定例会

一部抜粋

原山 大亮 議員

- 大規模広域防災拠点の用地について
- 大和平野中央田園都市構想の計画用地について
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備について
- 自主財源の確保に向けた施策について
- 奈良県の成長戦略について
- 令和5年度全国学力・学習状況調査について
- 大学における奨学金制度の周知について

一部抜粋

工藤 将之 議員

- 南部東部への観光客誘客について
- 奈良県らしい子育て政策について
- 子育て世帯への経済的な支援について
- 多胎児家庭支援について
- 医療的ケア児支援について



子育て世帯への経済的な支援について

日本の夫婦が理想の子どもを持たない理由の第一位は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。社会情勢が変化した現状において行政の積極的な支援が必要と考えるがどうか。

確かに、夫婦が理想とする子どもの数と、予定する子どもの数には開きがある。これを埋めるために、市町村の考え方も聞しながら支援のあり方を考えていきたい。また、私立高校の無償化を進めるとしても、3人以上の子どもを育てる家庭には年収を問わず何らかの支援を行えないか事例を研究していく。

関本 真樹 議員

- まほろば健康パーク機能強化について
- 県営都市公園の効率的な運営管理について
- 奈良県中央卸売市場再整備について
- 県産農産物等の輸出促進の取組について



県営都市公園の効率的な運営管理について

民間事業者に一定期間、場所を無償貸与してイベント等の採算性を試してもらうトライアルサウンドティング等も活用して稼ぐ都市公園を目指すべきと考えるがどうか。

これまで飲食店などの便益施設から使用料収入を得るなどしてきたが、県営都市公園全般についてトライアルサウンドティングも含め更なる収入増に向けて取り組みを検討していく。

○大学の奨学金制度の積極的な周知を

大学生対象の給付型奨学金制度や自治体による地域での大学受験など、経済的負担が少なくなる制度を県内の高校生に積極的に周知することで、大学を選ぶ際の選択肢が広がると考える。現状と今後の取組はどうか。

現在、各県立高校に対し、県教育委員会では日本学生支援機構が実施している高等教育の修学支援新制度等を紙ベースで周知し、各県立高校で説明会を開催するなどし、生徒への発信は校に任せている。今後の取組として、修学支援新制度だけでなく、学費がかからず、国家公務員として給料を受け取りながら学べる省庁管轄の大学校など、経済的支援となる情報について、来年度には全日制全学年で1人1台の利用が可能となる端末で、広く高校生にメールマガジン配信を検討。また奈良テレビ枠での放送も検討する。

福田 倫也 議員

- 既存事業の見直しについて
- 建設工事等における県内業者の受注機会の拡大について
- 奈良豊大路自動車駐車場の来場者利用について
- 大和高田市立病院の移転整備について
- 不登校対策について



大和高田市立病院の移転整備について

県と大和高田市は、大和高田市立病院の移転整備について、県産業会館の敷地活用に関する協定を締結したが、山下知事就任後の市の議論の状況等と今後の取組はどうか。

7月の市長との面談で、「市の負担が少ない案が他にあるのではないか」と伝えたところ、「最善策を検討したい」との回答があった。その後、市の9月定例会で運賃候補地の予算が可決。今後、市から検討結果が示されると考えおり、その内容によっては、連携・協力して対応していく。

松木 秀一郎 議員

- 民間企業との連携・協働について
- 小規模事業者の存続・発展について
- 関西広域での観光について
- 道路・河川の維持管理に関する県民からの通報について



民間企業との連携・協働について

県と企業で締結する「包括連携協定」。本県では協定を14社と結んでいるが、荒井県政でこの5年、新しい提携はない。認知強化が必要。連携を求める県政課題をWEBなどで周知すること、トップセールスをすることが有効と考えるが、山下知事の所見は?

民間企業との連携、とりわけ包括連携協定の締結は、県民にとって大変有意義。利点があると考えられる場合は積極的に協定を結び、成果などについても情報発信を行う。

委員会 報告

の詳しい質問内容は
YouTubeの動画をご覧ください。



松尾 中川 小林

政治監査委員会



清水



原山



山田

各専門委員会



佐藤



山口



伊藤

政治監査委員会



鈴木



山下



関根

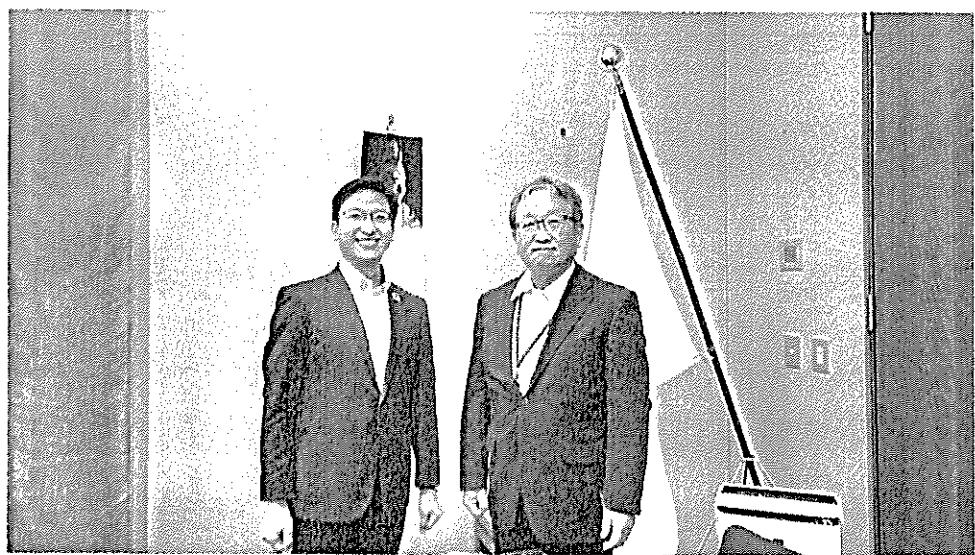
第11号様式の8（第5条関係）

政務活動記録簿（会議・意見交換会参加）

会派・議員名 中川 崇

年 月 日	令和5年8月31日			
政務活動先	首相官邸			
会議名	奈良県政に関する意見交換			
参加者	内閣総理大臣補佐官 森昌文氏			
参加目的	奈良県におけるリニア中央新幹線をはじめとした整備、観光振興などに関する意見交換			
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	令和5年12月定例会にて、この意見交換がきっかけになったことを明示したうえで知事への一般質問を実施することができた。 (国内旅行における観光情報の発信について)			
会議参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額
	首相官邸	近鉄	高の原駅 →京都駅	1,200
	首相官邸	JR 東海	京都駅 →東京駅	18,840
	首相官邸	東京メトロ	東京駅 →国會議事堂前駅	180
	自宅	東京メトロ	永田町駅 →有楽町駅	180
	自宅	JR 東海	有楽町駅 →京都駅	18,840
	自宅	近鉄	京都駅 →高の原駅	680
	宿泊費		内訳： 0 円	
備考	参加費		内訳： 0 円	
	合計	39,740 円	()	
備考	添付資料：意見交換した執務室にて、森昌文氏との写真			

注 会議に関する資料や会場の写真等を添付してください。



第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 中川 崇

年 月 日	令和6年1月31日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 令和5年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県内の人権や福祉に関する政策の調査研究のため			
按分率の説明	すべて政務活動費			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、現地調査や奈良県職員などを講師に招き勉強会を実施している。</p> <p>◆本会の活動頻度 数ヶ月に1度勉強会を実施し、会誌を発行している。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員など。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	27,500	年会費 (5月～3月の11ヶ月分)	127
	合計 27,500円 ()			
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熟あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超えて、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を隨時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 中川 崇

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良県奈良市朱雀五丁目 20-6 ガーデンシティ 103号及び201号 電話 0742-93-4900 延べ床面積 68.85 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (政治活動の物品倉庫)
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 [REDACTED]) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 68.85 m ² (a) うち政務活動使用面積 60.25 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 87.5091 / 100 → 按分率 87.5 / 100
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 87.5 / 100 (按分率の考え方 : 面積按分率と同じ)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 来客専用 按分率 87.5 / 100 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方 : 面積按分率と同じ)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 87.5 / 100 (按分率の考え方 : 面積按分率と同じ)
⑨備考	103号室 35.964 m ² うち 35.964 m ² を政務活動に使用 事務・執務スペース、複合機など通信機能、資料本棚 201号室 32.886 m ² うち 24.286 m ² を政務活動に使用 応接スペース、資料倉庫 (2015年県議1期目からの資料) うち 8.60 m ² をそれ以外に使用 政治活動の物品置場 (ポスター等) なお政治活動の事務所機能はここになく自宅で担っている 面積の計算は (35.964 + 24.286) ÷ (35.964 + 32.886) = 87.5091 201号室は建物賃借契約時に「特約条項差入れ書」を締結し 「住居用共同住宅であるが乙の都合により『選挙活動及び県政相談所』の事務所として使用するもの」となっている。

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

●解約予告(明渡し予告)

1. 解約予告はすぐなくとも3ヶ月前にお願いします。
2. 解約予告をされた後、賃主及び媒介業者において、次の賃借人を算入いたします。その際、賃主及び媒介業者立会いのもとに、賃借しようとする者又は譲受人を本物件へ案内するということもあります。その前に何とぞご協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

●退去時(引越し)にともなう建物明渡し

1. 「電気」「水道」「ガス」代等の「引き渡し精算は必ず退店の当日までに行って下さい。

2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、本物件内に搬入した什器・備品・物品等をすべて搬出するとともに、建物内外のゴミの跡片づけ等をきちんとすませて下さい。
以上が行なわれない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されます。

●借主(建物使用者)の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。異なるについては、本契約書を通じの上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。
なお、家賃を滞納したり、貸主との取締を必要とする事項(12条)、禁止事項(13条)、届出(14条)等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、借主(主たる債務者)の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すのではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に關し、借主が期間中に行った(更新の場合を含む)行為についても、連帯責任があります。

〔注意事項〕

1. 鍵の受け渡し合計 本
2. ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

3. 電気、水道、ガス等に関するお問合せ(引越し時の精算等)は下記へ。
電気……関西電力 TEL 0800-777-8810
水道……奈良企業局(水道) TEL 0742-34-6000
ガス……無 TEL
.....



物件名 ガーデンシティ店舗	103号室
2022年12月30日	
フリガナ	加賀ヶ原
中川 崇 様	
賃貸空間 + CHINTAI KOKAN +	
株式会社 A-SPACE	

所在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6		
物 件	(名称) ガーデンシティ店舗	1階	103号室
種 類	店舗・事務所	使用目的(業種)	運送活動・営業相談所の事務所
構 造	鉄骨造		2 階建
面 積	常有面積 (例縦横面積)	約 37.53 m ²	敷地面積
	駐車場面積		2.3.....
	その他使用可能な面積	
契約期間	2023年1月15日より 2025年1月14日までの 2年間 ※ただし、第2条により更新することができる。		
賃 料 等	賃 貸 料 (月額)	(税込) 98,000円	(月額)
	共 益 費 (月額)	なし	(月額)
	駐 車 料 (月額) (月額)	(2台) 15,400円	敷 金
	合 計 (月額)	(税込) 114,400円	礼 金
支 払 期 日	上記の賃料等は、毎月末日までに次月分を下記の方法により支払うものとする。		
支 払 方 法	振込		
振 込 先	銀 行 名	支 店 名	預 金
	奈良明徳銀行	[REDACTED]	[REDACTED]
受取人住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]		

【緊急連絡先】	
氏名 名称	ナニイ 奈良 住 所

【特記事項】

店舗事務所用建物賃貸借約書

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、標記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でもつとまらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を標記の目的（業種）にのみ使用する。

(賃料)

第4条 乙は、標記の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

2 本契約時1ヶ月に満たない期間の賃料は、日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- (1) 土地又は建物に対する租税、消費税その他の負担の増減により賃料が不相当となつた場合。
- (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情により賃料が不相当となつた場合。
- (3) 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となつた場合。

(公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(共益費)

第6条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

2 前項の共益費は、標記の記載に従い、支払わなければならない。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、日割計算した額とする。

4 甲及び乙は、維持管理費により共益費が不相当となつたときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(駐車場)

第7条 乙は駐車場を使用する場合、標記の料金を支払い、甲または管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみ駐車しなければならない。

(諸費用の負担)

第8条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

(1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。

(2) 司内会費等。

(敷金)

第9条 乙は賃料の支払い、損害の賠償その他の本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は前項の敷金には利息はつけないものし別に預り証を発行しないで本誓をもってこれに代えることとします。

3 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもつて賃料、共益費その他の債務と相殺することができます。

4 乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡、または賃借その他一切の担保の目的とすることはできない。

5 甲は本契約が終了し本物件の明け渡しがあった時は、明渡日から2ヶ月以後に標記の敷金を乙に返還しなければならない。

6 ただし甲は、本物件の明け渡時に賃料の滞納、原状回復費用その他本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金返還金から差し引くことができる。

7 甲は敷金額から乙が負担すべき修繕費用、未納賃料、延滞損害金、損害賠償金その他の甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。

(礼金)

第10条 乙は礼金として標記の金額を甲に支払い甲はこれを受領しました。

尚、礼金は契約の長短に関わらず一切返還されません。

(保管注意義務)

第11条 乙は善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。

2 乙は、自己又はその代理人、使用人、譲り受け人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(承諾事項)

第12条 乙は、次号のいずれかに該当する行為を行おうとするときには、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(1) 本物件を第3条の使用目的以外に使用するとき。

(2) 運営保証人を変更しようとするとき。

(3) 本物件出入口の鍵を変えるとき。

(4) 本物件の増築、改築、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地における工作物の設置を行おうとするとき。

(5) 営業時間及び定休日など変更を行おうとするとき。

(6) 階段、廊下等の公用部分に物品を置く場合又は看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。

(7) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備付けようとするとき。

(禁止事項)

第13条 乙は、本物件の使用に当たり、次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為をしてはならない。

(1) 本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとすること。

(2) 本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。

(3) 犬猫等の動物の他、猛獸、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

(4) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(5) 排水管を廃食させるおそれのある液体を流すこと。

(6) 本物件内で居住し、又は人を居住させるること。

(届出事項)

第14条 乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときには、直ちにその旨を、甲に届出なければならぬ。

- (1) 連続一週間以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していないとき。
- (2) この住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。

- (3) 連帯保証人が被歿、死亡又は解散したとき。

- (4) 建物及び設備が被損又はその恐れが生じたとき。

(修繕義務)

第15条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はそのおそれのあると認められる場合は、甲の費用負担において修繕を成し遂げることとする。

2 乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負うものとする。

3 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕すべき修繕を遅延したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償せなければならない。

4 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。ただし、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするために、自らの費用負担において応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内において修繕するものとする。

5 乙の故意又は過失による修繕、及び乙所有の造作、設備に対する修繕は乙が費用を負担するものとする。

(内装造作修繕工事)

第16条 本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承認を得なければならない。

2 前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。

3 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに關し必要な費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

4 乙が甲の承認を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約終了の場合においては、貿易請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。ただし、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。

5 乙が甲の承認を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合にはこの為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

(解約予告)

第17条 甲又は乙は、本契約の更新を拒絶し、又は解約しようとする場合、次の各号に従つて、相手方に書面をもつて通知しなければならない。

- (1) 甲においては、更新拒絶するに於いて正当事由があり、かつ、本契約終了日前6ヶ月以上の猶予期間をおくこと。
- (2) 乙においては、退店日（建物の明渡し日）前3ヶ月以上の猶予期間をおくこと。

2 前項の規定にかかるらず、乙は、解約申込日から3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(契約の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法定手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破壊したものでないことを認められるときは、この限りでない。

- (1) 乙が賃料、共益費等の支払いを2ヶ月以上遅延して滞納したとき。

- (2) 乙が賃料、共益費等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。

- (3) 本契約の各条項に違反したとき。

- (4) 環境及び共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき。

- (5) 本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破損させたとき。

- (6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。

- (7) 第14条第1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となつたとき。

(暴力団等の排除)

第19条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明渡さなければならぬ。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施錠交換等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができる乙を、乙はあらかじめ承諾した。

(1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。

(2) 乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団構成員であることが判明したとき。

(3) 本物件内、公用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。

(4) 本物件に暴力団構成員、同構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。

(5) 本物件、公用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、傷害、脅迫、呑喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、死春、覚醒剤、鉄砲刀剣類所持等の犯罪を行つたとき。

(6) 本物件、公用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(契約の消滅)

第20条 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が取用又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、甲は乙に対し敷金の金額を無利息で返還する。

(行方不明の場合の措置)

第21条 第18条第7号の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者に通知のうえ、本物件に残置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。その後、1ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したものとして、甲において処分し債務に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに

要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(明渡し及び原状回復)

第22条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明け渡さなければならぬ。この場合において、乙が本物件及び付帯設備を破損又は汚損したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならない。

2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

(1) 乙及び使用人すべての退去。

(2) 乙が本物件内外に搬入したすべての什器、備品、物品等の撤出。

(3) 本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理。

(4) 第23条に規定する賃費用精算の完了及び鍵の返還。

4 乙が退去予定日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

(1) 退去予定日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料等の2倍に相当する損害金。

(2) 明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。

5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立道料等の請求をすることはできない。

(賃費用の精算)

第23条 乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算をしなければならない。

2 乙は第9条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(立入り)

第24条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入れることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合は除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3 解約申入れ後において、本物件を質借しようとする者は本物件を賃り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

4 甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができ。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その後の旨を速やかに乙に通知しなければならない。

(損害保険の加入)

第25条 甲は、本契約の建物に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に加入しなければならない。

2 乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合のために賠償責任特約付の店舗総合保険に加入しなければならない。

3 この故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できる。

(延滞損害金)

第26条 乙は、本契約から生じる金銭債務(賃料、共益費等)の支払いを遅延したときは、乙は甲に対

し、支払期日の翌日から支払の日まで年14.6%の割合による延滞損害金及び遅延した月数に応じて1ヶ月当たり3千円の請求手数料を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第27条 連帯保証人は、乙と連帯して、法定更新、合意更新にかかるわらず本契約が存在する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

2 乙は、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないと甲が認めたときは、乙は甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

3 本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、乙は連帯保証人にに対して通知を行わなければならない。

4 連帯保証人が高齢、弱気などによりその資格履行が困難な場合、乙または連帯保証人は債務履行を行える代理人をたてなければならない。

(乙から連帯保証人への委任)

第28条 乙は、連帯保証人にに対して次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除し、本物件の明渡しに関する権限を委託するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

(1) 乙が賃料等の支払いを3ヶ月以上滞納し、甲が催告を行うもその支払いをしない場合。

(2) 乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき。

(3) 乙が死亡又は被殺その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。

2 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約できない。

(鍵の交換)

第29条 甲は、乙が防犯等正當な理由で鍵の交換を希望するときは、鍵の交換を行わなければならない。

この場合、鍵の交換費用は、乙の実費負担とする。

(管轄裁判所)

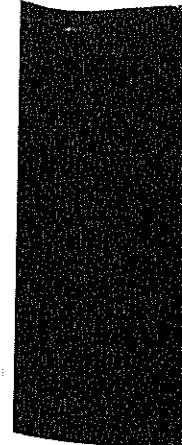
第30条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(協議)

第31条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

乙は別途、特約項差入れ書を遵守するものとする。



この契約の締結を証するため本契約書 2通を作成し当事者記名押印の上、
甲乙各原本を保有する

2022年12月30日

『ガーデンシティ店舗』特約条項差入れ書

甲 (貸主) 住所 所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
自宅TEL [REDACTED]

乙 (借主) 現住所 所 [REDACTED]
氏名 フリガナ イサカワ カク
[REDACTED] 宅TEL 会社TEL
勤務先所在地 [REDACTED]

1. 乙は本契約期間中、借家人賠償特約付きの火災保険に加入するものとする。
1. 本物件地区内には自治会が存在します。
1. 礼金は一切返されない。

1. 乙は契約解除時の際、3ヶ月前以上までに甲に書面にて予告するものとする。
尚、本契約は月の途中に本契約を解除し退店する場合においても、日割り計算は

一切しないものとする。

1. 本物件の経常一般の小修理は乙の費用負担で行うものとする。
1. 本契約解除の際、乙は本物件を原状に復元する費用を負担するものとする。

ただし、甲が部分的に原状回復を免除した場合はその限りではない。

1. 本物件内で搬出されるゴミは乙の責任において適切に処理するものとする。

1. 乙は本物件利用において、来店者等の自動車・自転車・バイク等を近隣路上に置く

ことにより近隣より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

1. 本物件は契約時の現状有姿で契約するものとし、内装・外装等の設備工事は乙の費用負担で行うものとする。

1. 本物件に設置してある入口ドア・シャッター・トイレ・流し台・各電気配線設備・各照明器具等は残置設備として乙が維持管理を行うものとし、契約時より甲による性能保証はないものとする。(原則として防災設備・火災警報器・防犯設備・TV・インターネット等の通信設備も含むものとする。) また設備の取替え、廃棄の場合は甲の承諾を得て乙の負担で行うものとする。

1. 乙は本物件において造作や看板等の設備を新たに設置・増設をする場合、事前に書面(設計図)等を提出のうえ甲に承認を得たうえで行うものとし契約解除の際は、乙の費用負担にて原状回復するものとする。

1. 甲は乙が本物件を『選挙活動及び県政相談所の事務所』としてのみ使用する事を承諾しているものとし、それ以外の用途での使用はできないものとする。

1. 乙が本物件で営業するにあたり、萬一近隣より苦情の申し出があった場合は甲に一切迷惑をかけないようにするものとする。

1. 乙は本物件利用にあたり店舗出入口付近に長時間、自動車を駐車してはならない。

仲介者 奈良県知事 (1) 第4207号 仲介者
+ 貨質空株式会社 A

〒631-0806 奈良県奈良市
取扱店 高の原店 TEL 0742-70-6888
宅地建物取引士
(奈良) 第011387号

連帯保証人承諾書

- 1、乙は本物件を使用するにあたり、乙の事業を行うための公的な申請や許可是乙の責任において行うものとし、本契約後、近隣からのクレームも含め、各法律や命令に触又は違反し本物件の使用の中止や退去を命じられても甲及び仲介業者は一切その責任を負えないものとする。
- 1、本物件において賃料・駐車料金については消費税を付加するものとする。
- 1、将来（賃料等）の消費税率が変更された場合、変更後の税率を適用するものとする。

賃主（甲）██████████ 殿

1、本物件にはガス設備はないものとする。

1、本物件入口ドア・シャッターの鍵を交換する場合の費用は乙の負担とし、事前に甲の承諾を得て行うものとする。

1、本物件において盗難や空き巣などがあり乙や本物件に損害が生じたとしても甲及び仲介業者は一切その責任は負えないものとする。

1、乙は本物件駐車場で自動車保管場所使用承諾書を必要とする場合は、1台につき発行費用として￥10,000円+税を甲に支払うものとする。

1、本契約時に乙、連帯保証人、入居者より提出された必要証明書類等については、一切返還されません。

1、連帯保証人には本賃貸借契約が更新された場合も引き続き連帯保証の責任を負るものとする。

1、連帯保証人は上記極度額の範囲以内においてその債務を履行しなければならない。

1、連帯保証人の賃料債務は、賃料総額の12ヶ月分相当額を極度額とする。

1、連帯保証人は上記極度額の範囲以内においてその債務を履行しない以上。

1、連帯保証人は別途、賃貸借契約書に基づく借主（乙）の賃料債務以外の債務についても連帯してそれを履行する義務が課されます。

令和5年 1月 6日

乙 氏名 中川 宗 ██████████

上記の内容について確認承諾し、本書を提出します。
上

以上

令和5年 1月 6日

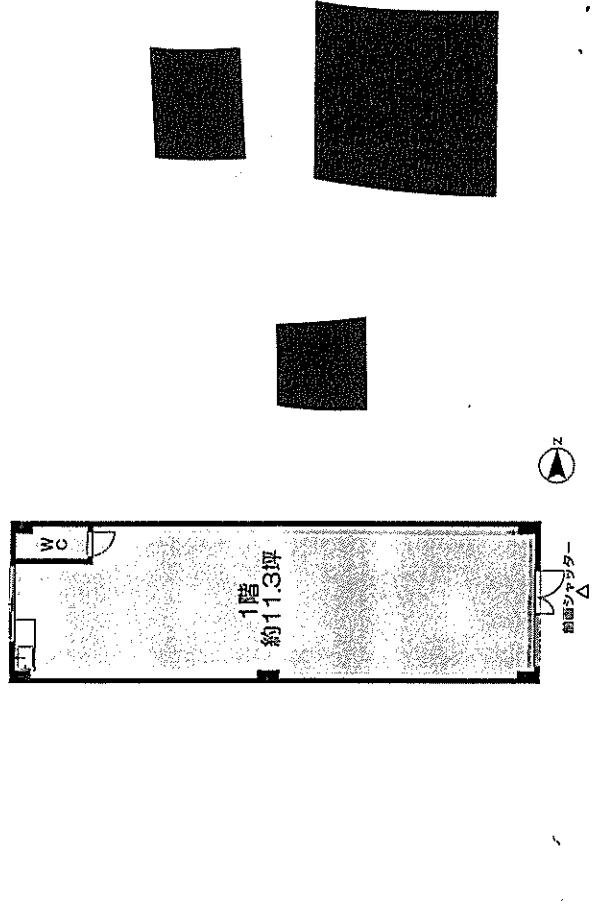
連帯保証人

住 所 ██████████

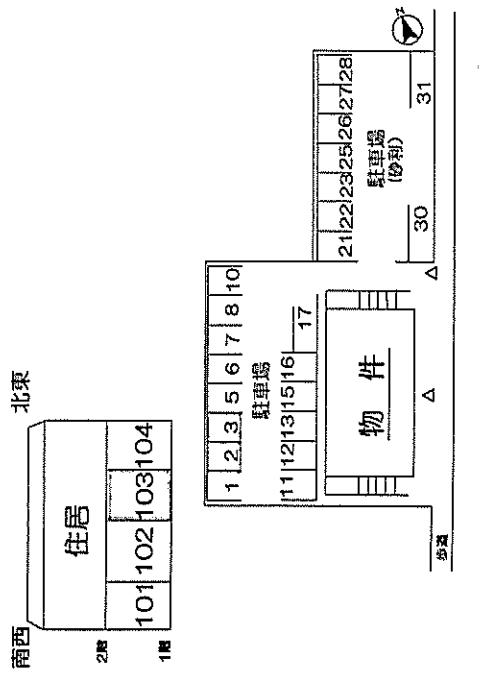
氏 名 ██████████

(別紙添付図面)

1. 貸賃借物件の専有部分は朱線で囲んだ部分とする。



駐車場の専有使用可部分は朱線で囲んだ部分とする。

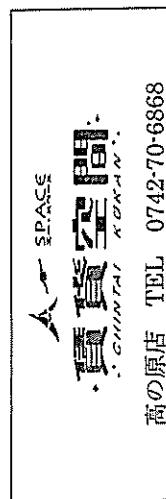


※賃貸借部分は原則として土地や共有部分は含みません。

(管理・一般・専任)

物件 NO. _____

建物賃貸借契約解除通知及び連絡先



高の原店 TEL 0742-70-6868
※下記にご記入・ご捺印願います。

建物賃貸借契約解除通知書

賃貸人 _____ 様 立会い日 月 日 () :
賃貸物件の所在地 _____
名 称 _____ 階 号室 _____
賃貸人 管理人 _____

このたび上記賃貸物件の建物賃貸借契約を解除し、
年 月 日に退去することを本書において通知し、
確実に履行することを確認致します。尚、月の途中に本契約を解除し、退去する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、退去が遅延することによって発生した
損害は賠償致します。ついでには保証金および敷金の返還は、下記口座宛にお振
込み下さい。

通知年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
賃借人 氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____
TEL _____
携 帯 _____

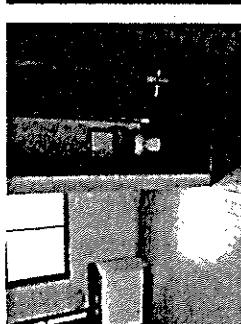
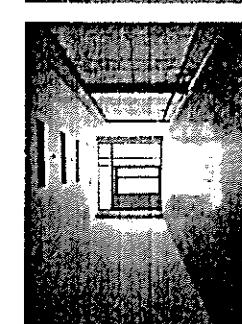
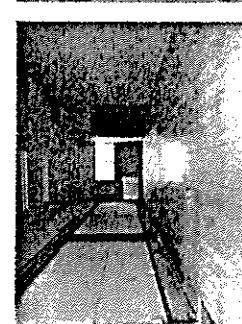
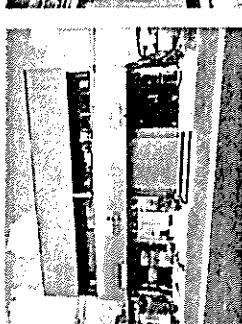
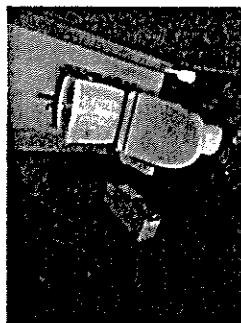
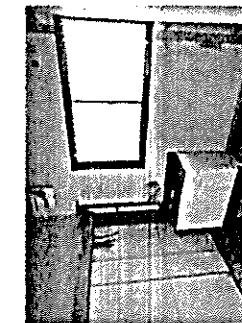
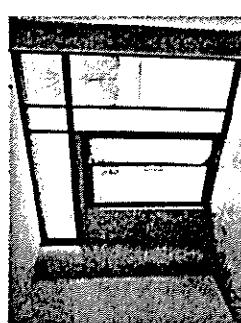
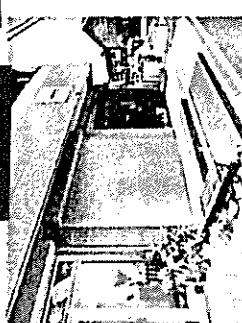
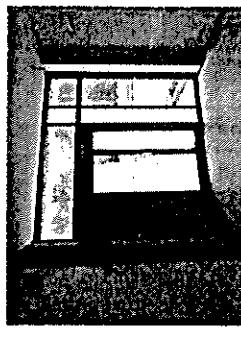
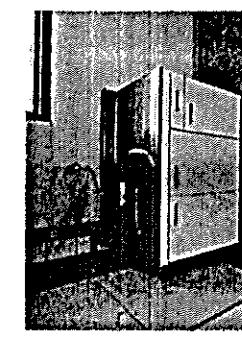
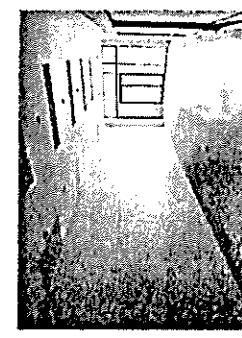
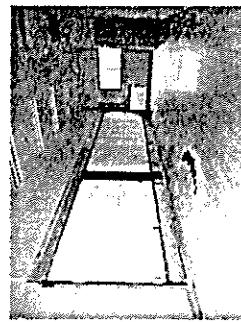
移転先新住所 〒 _____

移転後連絡先 TEL ()
(保証金および敷金返還先) ※振込手数料賃借人負担

銀行 _____ 支店 (普通・当座) NO. _____

(アガサ)
名義

（株）高の原不動産（一括一木、保険併給一括一木）



●解約予告(明渡し予告)

- 解約予告はすくなくとも1ヶ月前迄にお願いします。
- 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の入居者を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するということもあります。その節は何とぞご協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

●退去時(引越し)にともなう建物明渡し

引越しにともなう建物の明渡しにおいては、「入居時に持込まれたもの(家財・物品等)をすべて撤出するとともに、建物内外のゴミの跡片づけ等をきちんととませて下さい。
以上が行なわれない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意下さい。

●借主(入居者)の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約されるについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、借主(主たる債務者の債務に対し、連帯してそれを履行する債務が課せられます。「債務」とは、單なる「金銭」的なものだけを指すのではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従つて、この賃貸契約に関し、借主が期間中に行った(更新の場合を含む)行為についても、連帯責任があります。

〔注意事項〕

- ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

- 電気、水道、ガス等に関するお問合せ(引越し時の精算等)は下記へ。

電気	関西電力	TEL 0800-777-8810
水道	奈良企業局(水道)	TEL 0742-34-5200
ガス	大阪ガス	TEL 0120-59-4817

建物賃貸借契約書

(住居用敷金礼金方式)

2023年3月24日

物件名 ガーデンシティ

201号室

フリガナ ナガワ 外加

中川 崇 様

賃貸空間
+ CHINTAI KOKAN +
株式会社 A SPACE

建物賃貸借契約書（住居用敷金・礼金）（表記）

物 件	(名 称)ガーデンシティ	階	2階	201号室 ()
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6			
構 造	鉄骨造2階建			
契約期間	2023年4月1日より 1年間とする。ただし、第2条により更新することができる。			
家 賃 等	賃 貸 料(0円額) 共 益 費(0円額) 駐 車 料(0円額) (月額)	55,000円 なし 7,700円	數 礼 金	50,000円 50,000円
支 払 期 日	上記の家賃は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。			
支 払 方 法	振込	銀 行 名 振込先 奈良県農業協同組合	支 店 名 [REDACTED]	預 金 [REDACTED]
			口座番号 [REDACTED]	受 取 名 義 人 [REDACTED]

続柄	氏 名	性別	生 年 月 日	年 齡
入 居 者 一 覧 表	本人 中川 崇	男・女	年 月 日	才
		男・女	年 月 日	才
		男・女	年 月 日	才
		男・女	年 月 日	才
		男・女	年 月 日	才
合 計	名	備考		

建物賃貸借契約書（住居用敷金・礼金）

6 乙は、契約終了日に本物件を甲に返還するとき本物件に故意過失による汚損・破損等の損害を与えてある場合には乙においてその損害を賠償しなければなりません。甲はその修理若しくは、取替等の費用、及び原状回復費用、未払い等の乙の一切の債務弁済費用を乙に返還すべき敷金より差し引く事ができるものとします。この場合において、敷金の額が不足するときはその不足額を直ちに甲に納付しなければならない。

（礼金）
第8条 乙は敷金と別に礼金として記載の金額を甲に支払い甲は本日これを受領しました。

尚、礼金は一切返還されません。
（借主の善管義務）
第9条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。

2 乙は、自己又は乙の同居者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、他の居住者等に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

（禁止事項）
第10条 乙は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- (3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (4) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- (5) 館賞用の小鳥、魚類及び犬、猫等の動物を飼育すること。
- (6) 本物件の全部又は一部につき、賃貸権を譲渡し、又は転貸を行うこと。
- (7) 建物を第3条の使用目的以外に使用すること。
- (8) 本物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行うこと。

（承諾事項）
第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行行為を行おうとするときには、あらかじめ甲の書面による承諾を得るとともに必要な手続を行わなければならない。

- (1) 妻配に記載する同居人に新たな同居人を追加（出生を除く。）するとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 館賞用の小鳥、魚類及び犬、猫等の動物を飼育するとき。
- (4) 本物件出入口の鍵を変えるとき。

（届出事項）
第12条 乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときには、直ちにその旨を、甲に届出なければならぬ。

- (1) 引続き1ヶ月以上本物件を留守にするとき、又は現に居住していないとき。
- (2) 乙又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。
- (3) 連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。
- (4) 建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

（入居中の修繕）
第13条 甲は、下記に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならぬ。この場合において、乙の故意又は過失により必要となつた修繕に要する費用は契約期間の長短にかかわらず乙が負担しなければならない。

- (1) 塀の表替え、裏返し
- (2) 備子紙の張り替え
- (3) 壁紙（クロス）等の張り替え
- (4) 模様替の張り替え

（契約期間）
第1条 賃主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、表記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

2 本物件は敷地上の建物を示し、土地は一切含まれません。

（契約期間）

第2条 契約期間は、表記に記載するところとする。

2 甲又は乙が相手方に対して別居の意思表示をしないときは、同一条件でさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

（使用目的）

第3条 乙は、本物件を現状のまま使用し、表記記載の入居者一覧表に記載した者の居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

（家賃）

第4条 乙は、表記の記載に従い、家賃及び共益費（以下「家賃等」といいます。）を支払わなければならぬ。家賃等の支払い義務は入居可能日から発生します。

2 1ヶ月間に満たない期間の賃料は、日割計算した額とする。

3 1ヶ月間に満たない期間の共益費は、日割計算した額とする。

4 甲は、次の各号の一に該当する場合には、甲乙協議の上、家賃を改定することができる。

（1）土地又は建物に対する租税、消費税その他の負担の増減により家賃が不相当となつた場合。

（2）土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により家賃が不相当となつた場合。

（3）近傍同種の建物の家賃に比較して家賃が不相当となつた場合。

（共益費）

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

2 前項の共益費は、表記の記載に従い、支払わなければならぬ。

3 1ヶ月間に満たない期間の共益費は、日割計算した額とする。

4 甲は、維持管理費の増減により共益費が不相当となつたときは、甲乙協議の上、共益費を改定することができる。

（賃費用の負担）

第6条 乙は入居後、次の各号の賃費用を負担する。

（1）電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物処理の費用。

（2）町内会費等。

（敷金）

第7条 乙は家賃の支払い、損害の賠償その他本契約から生ずる債務を担保するため敷金として表記の金額を甲に支払い、甲は本日これを受領しました。この敷金には利息をつけないものとし、別に預り証を発行しないで本書をもつてこれに代えることにします。

2 乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもつて家賃等その他の債務と相殺することができます。

3 乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡、または賃借その他一切の担保の目的とすることができないものとします。

4 甲は、本契約が第14条、第16条、第16条の規定により解除された日、若しくは本契約後に乙の都合で本物件に入居する前に契約を解除する場合、又は第15条の規定により更新拒否により本契約期間が満了した日（以下契約終了日」といいます。）以後乙が本物件を甲に明け渡した日から起算して40日以内に前項の敷金の残額を契約期間の長短にかかわらず乙に返還するものとする。

5 乙は、前項の規定により契約終了日に乙が契約終了日までに提出するものとします。提出なき場合は、敷金の返還は受けられません。

・水道等の使用料を精算し支払額収監を甲に提出するものとします。提出なき場合は、敷金の返還は受けられません。

- (5) 電球、蛍光灯の取り替え
- (6) 給水栓、排水栓の取り替え
- (7) その他費用が軽微な修繕

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することはできない。

3 乙は、要修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知しなければならない。
4 前項の通知を怠り又は遅延したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(解約予告)

第14条 甲又は乙は、本契約の更新を拒絶し、又は解約しようとする場合は、次の各号に従って、相手方に書面をもつて通知しなければならない。

(1) 甲の都合でこの契約の解除を要求するときは、本契約終了日前6ヶ月以上の猶予期間をおくこと。
(2) 乙においてはこの契約を解除しようとするときは、その1ヶ月前までに甲に通知し、その通知日より1ヶ月目をもつてこの契約を解除することができるものとします。

2 乙は前項の規定の1ヶ月前の予告をなさず本物件により退去したとき、又はこの契約を解除する場合は、乙は当該月の家賃、共益費相当額の違約金を甲に支払わなければなりません。
3 乙の都合により月の中途において本契約を解除した時は、当該月の家賃等は1ヶ月分支払い、甲は日割り計算はしないものとします。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないでこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶することができるものとします。

(1) 本物件の入居申込書及び、この契約書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により本物件へ入居したとき。
(2) 家賃等を2ヶ月以上滞納したとき。

(3) 家賃等の支払いをしばしば疊延することにより、その支払能力がないと甲が認め、かつ、その疊延がこの要約における甲乙間の信頼関係を著しく害するものであると甲が認めたとき。
(4) 本物件、附帯施設又は本物件の敷地を、故意又は過失により、汚損、破損、若しくは滅失したとき。
(5) 共同住宅の秩序を乱す行為があつたとき又は本物件の借用に著しく害する行為があつたとき。

(6) 他の債務の為、財産の差押、仮差押処分等を受ける気配があつたとき。又は破産の宣告を受けたとき。
(7) 本物件において危険な行為、騒音、振動、悪臭の発生その他近隣の迷惑になるような行為や衛生上有害となる行為があつたとき。
(8) 本物件を、政治、宗教、組合運動等の集会又はこれに類する場として使用したとき。

(9) 居住者同士の喧嘩、本物件内の喧嘩、夜間マージャン、覗き見行為、痴行、無断他室侵入、その他これに準ずる行為をしたとき。
(10) 踏滑り、観輪、競馬等のミ行為の取次所の開設、売春、覚せい剤、麻薬の密売その他の刑法令に触れる行為をしたとき。

(11) 第12条第1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期所在不眞となつたとき。
(12) 第10条禁事項の各条項に違反、第11条禁事項違反したとき。
(13) この契約の各条項並びに特約項、又はこの契約と関連して締結された契約若しくは入居規約等に違反したとき。

- 2 乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは直ちに、この契約の更新を拒絶したときはこの契約の期間満了の日までに本物件を空け、これを甲に返還せねばなりません。
- 3 前項により甲がこの契約を解除したために損害を生ずることがあつても甲はその責を負わないものとします。

(反社会勢力等の排除)

第16条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。

- (1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
- (2) 乙が法人の場合、その代表者、実質的に經營権を有する者が暴力団または過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員若しくは準構成員であることが判明したとき。
- (3) 本物件内、公用部分等に暴力団であることを感知させる名前、看板、大仏、提灯等を掲示したとき。
- (4) 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
- (5) 本物件、公用部分その他の本物件周辺において、乙または乙が反社会的団体と認められる場合はその構成員が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、死春、覚醒剤、鉄砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。
- (6) 本物件、公用部分その他の本物件周辺において、乙が粗野な態度、言動によって他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(契約の消滅及び予測不能の損害措置)

第17条 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなつた場合、又は都市計画等により、本物件が収用され又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなつた場合は、本契約は当然消滅し、乙は甲に対して一切損害賠償等の要求はなさるものとします。

2 天災、地震、火災、盜難又は電気、ガス、水道等の設備の被損、故障ししくは他の居住者等により襲った乙との同居者の損害については、甲は一切その賠償の責を負わないものとします。

(行方不明の場合の措置)

第18条 第15条第11項の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者立ち会いのうえ、本物件に残置された乙の家財等を適宜な方法により任意の場所に保管又は処分することができるものとする。

(明渡し及び原状回復)

第19条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明け渡さなければならぬ。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の消耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

- (1) 乙及び入居者すべての退去。
- (2) 乙が本物件内に搬入したすべての家財、物品等の搬出。
- (3) 本物件内外のゴミ、汚物等の撤去、処理。
- (4) 第7条第5項に規定する総費用精算の完了及び領の返還。

4 乙が退去予定日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

- (1) 退去予定日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料等の2倍に相当する損害金。
- (2) 明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。

5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求ならびにこの付加した造作物その他について、甲に買取りを請求することはできない。

(立入り)

第20条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3 甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができ。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならない。

(損害保険の加入)

第21条 乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合のために賃貸責任特約付の住宅総合保険に加入しなければならない。

(延滞損害金)

第22条 乙は、本契約から生じる金銭債務（家賃、共益費等）の支払いを遅延したときは、乙は甲に対し支払期日の翌日から支払いの日まで年14.6%の割合による延滞損害金を附加して支払わなければならぬ。（保証会社規定がある場合はその規定に基づく。）

(書面通知)

第23条 本契約に関する甲乙相互に於ける通知、申し出、承諾、承認等は全て書面によるものとし、書面によらないものは無効とします。

(連帯保証人)

第24条 延滞保証人は、この契約に基づく家賃の支払い等その他乙の一切の債務について保証し、乙と連帶して履行の責を負うものとし、本契約が法定更新、合意更新にかかるわらず更新された場合も引き続き保証の責は負うものとします。

2 延滞保証人の負担は、家賃総額の12ヶ月分を限度額とし、限度とする。

3 延滞保証人が負担する債務の元本は、乙又は連帯保証人が死亡した時に、確定するものとする。

4 延滞保証人の請求があつたときは、甲は、連帯保証人及び乙、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額に關する情報を提供しなければならない。

(委任事項)

第25条 甲は、自己に代わって、この契約に基づくことの連絡事務を行う者（管理者）をおき、甲は乙に対する一切の連絡をこの者に委任することができます。

(管轄裁判所)

第26条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(協議)

第27条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の各項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

賃貸住宅管理規約（入居規約）

この規約は、前項建物賃貸契約書第15条第13号に基づき、賃貸住宅の賃借人が必ず遵守しなければならない共同生活の基本的ルールを定めたものです。

第1条（賃借部分の善管注意）

賃借人は賃借部分の善管注意に関して、特に以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意すること。
- (2) 水回りの管理に注意し、階下への水漏れがないようにすること。
- (3) 水洗トイレ及び流し台等は、排水管に物を詰まらせないように注意すること。
- (4) 電気、ガスの取扱いについては、事故の発生しないよう注意すること。
- (5) 日常使用する物以外で、危険物といわれるものは持ち込まないことを。

第2条（一般的遵守事項）

- (1) テレビ、ステレオ、その他の楽器類の音量は、周囲に迷惑がかからない程度に抑えること。
- (2) ドアの開閉は静かに行うこと。
- (3) 階上に居住する者は、物やゴミ屑等を下へ落とさないよう十分注意すること。
- (4) 悪臭を放つて、近隣に迷惑をかけないこと。
- (5) ベットの持ち込みが可の場合でも、放し銅にして共用部分に出たり、鳴き声、臭いでの近所に迷惑をかけないこと。

第3条（駐車場）

- (1) 契約駐車場の場合、空いていても他の車を駐車してはなりません。
- (2) 入居者は、自転車、バイク及び自動車等を路上駐車しないこと。入居者の知人の車の場合も、入居者が責任をもって、注意すること。

第4条（共用部分）

- (1) バルコニーでの水の使用は、階下に水漏れが生じるため、十分注意すること。
- (2) 隣に統一しているバルコニーの場合は、火災発生時の避難のため、隣との仕切り板の付近に物を積まないこと。
- (3) エレベーター内で、物を散らしたり、落書きやつばを吐いたりして、汚さないこと。
- (4) 共用部分を不法占拠したり、私物を置いたりしないこと。

第5条（コミュニティ）

- (1) 回観板は、目を通したら、すみやかに次順の者へ回すこと。
- (2) 町内会へは入会し、町内会費は必ず支払うこと。
- (3) 町内会の行うコミュニティ活動等には積極的に参加すること。

第6条（ゴミ処理、清掃）

- (1) 共用部分は、常に清潔にすること。
- (2) ゴミはゴミ袋（指定）に入れ、必ず指定日に所定のゴミ集積所に出すこと。
- (3) ガラス、空缶等の燃えないゴミや危険物等の廃棄物は、指定日に所定の場所に危険のないように処理すること。
- (4) 転入転出時等に大量の廃棄物がある場合は、自己の責任において他に迷惑をかけないように処理すること。

第7条（防火対策）

- (1) 自然発火、引火爆発のおそれのあるものは、建物内に持ち込まないこと。
- (2) 階段、消火栓、消防器具の付近には、絶対に物を置かないこと。

第8条（その他の禁止事項）

- (1) 建物及び敷地内にチラシ等を提示する一切の行為。
- (2) 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設附加又は変更すること。
- (3) 共用部分で喫煙すること。
- (4) 他の居住者及び近隣居住者に迷惑をかけたり、不快の念を抱かせる行為をすること。

第9条（管理業者からの注意）

- 入居者は、管理業者から共同生活上の指示や注意があつた場合、すみやかに、これに従わなければなりません。

第10条（規約違反）

- 以上の各条項に關し、違反の程度が著しい賃借人に対しては、本賃貸借契約を解除するものとする。
以上

この契約の締結を証するため本契約書 2通を作成し当事者記名押印の上、

2023年3月24日

『ガーデンシティ201号室』特約条項差入れ書

甲(貸主)住所.....

氏名.....

自宅TEL.....

1. 乙は本契約期間中、店舗総合保険(火災保険)に加入しなければならない。

1. 乙金は一切返還されない。

乙(借主)現住所.....

氏名.....

自宅TEL.....

1. 乙は毎月末日までに次月分を支払う先払い方式とする。

勤務先名(新学校名).....

連絡先名.....

勤務先所在地(新学校所在地).....

勤務先TEL(新学校TEL).....

連帯保証人住所.....

氏名.....

自宅TEL.....

勤務先名.....

連帯保証人住所.....

氏名.....

自宅TEL.....

勤務先名.....

連帯保証人住所.....

氏名.....

自宅TEL.....

勤務先名.....

勤務先TEL.....

仲介者奈良県知事(2)第4287号

仲介者

株式会社人+SPACE
+ CHINRYU KOKIN
〒631-0806 奈良県奈良市朱雀
取扱店 高の原店 TEL 0742-70-6868
宅地建物取扱士 大内 真則

元631-0806 奈良県奈良市朱雀
宅地建物取扱士 大内 真則
(奈良)第011387号

1. 乙は本契約期間中、店舗総合保険(火災保険)に加入しなければならない。

1. 乙金は一切返還されない。

1. 本物件地区内には自治会が存在します。

1. 乙は契約解除時の際、3ヶ月前に甲に書面にて予告するものとする。

尚、本契約は月の途中に本契約を解除し退店する場合においても、日割り計算は

一切じゃないものとする。

1. 乙は毎月々の家賃等は毎月末日までに次月分を支払う先払い方式とする。

1. 本物件は契約時の現状有姿で契約するものとし甲に無断でその内装の変更や設備等

の増設及び撤去等は原則としてできないものとする。

1. 本物件の経常一般の小修理は乙の費用負担で行うものとする。

1. 本契約解除の際、乙は本物件を契約時の原状に復元する費用を負担するものとする。

1. 本物件内で搬出されるゴミは乙の責任において処理するものとする。

1. 車による室内壁等のヤニ汚れや設備の変色による原状回復費は乙の負担とする。

1. 乙は本物件利用において、顧客などの自動車・自転車・バイク等を近隣路上に置く

ことにより近隣より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、

甲に一切迷惑をかけないものとする。

1. 乙は営業時間や騒音・防音には細心の注意を払い本物件を使用するものとし、万ー、

他の入店者より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲

に一切迷惑をかけないものとする。

1. 本物件に設置してあるエアコン・各照明器具等は専用設備として乙が維持管理を行

うものとし、契約時より甲による性能保証はないものとする。(TV等の視聴設備、

電話・インターネット設備などの通信設備を含む。)

1. 乙は本物件に利用において看板等を設置する場合、事前に甲に承諾を得たうえで行

うものとする。

1. 本契約中の住宅用火災警報器の修理、取替え等は乙の負担とする。

1. 本物件に設置してある洗濯機用蛇口(スパウト)の取替えや交換は入店時より乙の

負担とする。

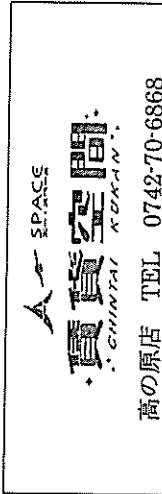
1. 本物件は住居用共同住宅であるが乙の都合により『選挙活動及び県政相談所』の事

務所として使用するものとし、甲に無断でその用途を変更したり住居として使用するこ

とはできないものとする。

- 1、本契約において賃貸料（家賃・駐車料金）については消費税を付加するものとする。
尚、将来、消費税の税率が変更された場合、変更後の税率を適用するものとする。
- 1、本物件において盗難や空き巣などがおこったとしても甲は一切の責任は負わないものとする。
- 1、乙は本物件駐車場で自動車保管場所を使用承諾書を必要とする場合は、1台につき発行費用として￥10,000円+税を甲に支払うものとする。
- 1、本契約時に乙、連帯保証人より提出された必要証明書類等については、一切返還されません。

(管理・一般・専任)
建物賃貸借契約解除通知及び連絡先
物件 NO. _____



高の原店 TEL 0742-70-6868
※下記にご記入・ご捺印願います。

建物賃貸借契約解除通知書

賃貸人
管理人 _____

賃貸物件の所在地
名 称 _____

2023年3月24日 以上。

/

氏名 井川一景

乙

このたび上記賃貸物件の建物賃貸借契約を解除し、
確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に退去することを本書において通知し、
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、退去が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。については保証金および敷金の返還は、下記口座宛にお振
込み下さい。

通知年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
賃借人 氏名 _____ 印

住 所 _____
TEL _____
携 帯 _____
(保証金および敷金返還先) 振込手数料賃借人負担

移転先新住所 〒 _____
(保証金および敷金返還先) 振込手数料賃借人負担

銀行 _____ 支店 (普通・当座) NO. _____
(保証会社解約済・未、保険解約済・未)
(ワガハ) 義
名

『ガーデンシティ 201号室』特約条項差入れ書

1、乙は本契約期間中、店舗総合保険（火災保険）に加入しなければならない。

1、礼金は一切返還されない。

1、本物件地区内には自治会が存在します。

1、乙は契約解除時の際、3ヶ月前に甲に書面にて予告するものとする。

尚、本契約は月の途中に本契約を解除し退店する場合においても、日割り計算は一切しないものとする。

1、乙は毎月々の家賃等は毎月末日までに次月分を支払う先払い方式とする。

1、本物件は契約時の現状有姿で契約するものとし甲に無断でその内装の変更や設備等の増設及び撤去等は原則としてできないものとする。

1、本物件の経常一般の小修理は乙の費用負担で行うものとする。

1、本契約解除の際、乙は本物件を契約時の原状に復元する費用を負担するものとする。

1、本物件内で搬出されるゴミは乙の責任において処理するものとする。

1、煙草による室内壁等のヤニ汚れや設備の変色による原状回復費は乙の負担とする。

1、乙は本物件利用において、顧客などの自動車・自転車・バイク等を近隣路上に置くことにより近隣より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

1、乙は営業時間や騒音・防音には細心の注意を払い本物件を使用するものとし、万一、他の入店者より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

1、本物件に設置してあるエアコン・各照明器具等は残置設備として乙が維持管理を行うものとし、契約時より甲による性能保証はないものとする。（T V等の視聴設備、電話・インターネット設備などの通信設備を含む。）

1、乙は本物件に利用において看板等を設置する場合、事前に甲に承諾を得たうえで行うものとする。

1、本契約中の住宅用火災警報器の修理、取替え等は乙の負担とする。

1、本物件に設置してある洗濯機用蛇口（スパウト）の取替えや交換は入店時より乙の負担とする。

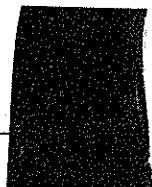
1、本物件は住居用共同住宅であるが乙の都合により『選挙活動及び県政相談所』の事務所として使用するものとし、甲に無断でその用途を変更したり住居として使用することはできないものとする。

- 1、本契約において賃貸料（家賃・駐車料金）については消費税を付加するものとする。
尚、将来、消費税の税率が変更された場合、変更後の税率を適用するものとする。
- 1、本物件において盗難や空き巣などがおこったとしても甲は一切の責任は負わないものとする。
- 1、乙は本物件駐車場で自動車保管場所使用承諾書を必要とする場合は、1台につき発行費用として￥10,000円+税を甲に支払うものとする。
- 1、本契約時に乙、連帯保証人より提出された必要証明書類等については、一切返還されません。

以上。

令和5年3月25日

乙 氏名 中川宗



駐車場契約書

2022年12月30日

名称 ガーデンシティ店舗駐車場

駐車場NO. 2

フリガナ カガハ カガ

中川 崇 様

賃貸空間⁺
+ CHINTAI KOSHOKUAN +

株式会社 A+ SPACE

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

（文記）

名 称	ガーデンシティ店舗駐車場	区画番号	2
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6		
車両登録番号		車種	
車両名		車両所有者	
契約期間	2023年1月15日より 2025年1月14日まで	の2年間とする	
賃料等	駐車料金 合計月額	保証金 7,700円	
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	振込		
振込先	銀行名 奈良県農業協同組合	支店名 [REDACTED]	預金 [REDACTED]
		口座番号 [REDACTED]	受取名義人 [REDACTED]

第1条 甲は乙に対し、表記表示の車両を表記表示の場所に駐車することを認める。

第2条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了時に甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもつとめさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

第4条 1ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

第5条 甲は公道公園や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済状況により、賃料を変更することができる。

第6条 甲は本駐車場内におけるこの自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第7条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

第8条 保証金には利息を附せず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後10日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但しこれが本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にも保証金をもってその弁済に充当することができる。

第9条 乙は本駐車場に表記に表示する駐車料以外の車両を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第10条 第6条 本駐車場内におけるこの自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第11条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

第12条 甲は乙にこれをお譲りする。但しこれが本契約に基づく債務不履行のときは、甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第13条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできぬ。

第14条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

第15条 甲は乙にこれをお譲りする。但しこれが本契約に基づく債務不履行のときは、甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第16条 引火性物質その他危険物を持ち込まないこと。

第17条 火気の取扱等をしないこと。

第18条 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の表示について、管理告の指示に従うこと。

第19条 自動車の運転に当つては安全運転をすること。

第20条 甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修繕を除く）その他糞便を乱す行為は一切行わないこと。

第21条 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。

第22条 駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを廃棄しないこと。

第23条 他の車の駐車位置を侵さないこと。

第24条 他の車の駐車位置を確保しないこと。

- (9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- (10) 車両場内での車両の洗車は厳禁とする。
- (11) エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ顎音を発生させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。

第11条 乙が次の各項のいずれかに該したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。

- (1) 乙が賃料の支払を2ヶ月分以上滞納したとき。
- (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があつたとき。
- (3) 他の自動車を駐車させたとき。
- (4) その本契約の条項の一に違反したとき。

2 前項による契約解除が行われた場合は、既に納入した賃料は返還しない。

第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に對し書面をもつて予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立て不得。

2 乙は1ヶ月未満の解約の場合、1ヶ月未満の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、同時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割り計算せざる月分全額を支払う。

第13条 乙は「自動車保管場所使用承認書」を必要とする場合は、その施行費用として金至10000円を甲に支払うとともに、二ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

2 車庫閉鎖後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは締結その他の事由で解除するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するものとする。この場合の撤去処分に要する費用については全て乙の負担とする。

第15条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定めの各条項の解釈に疑惑が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、その解決にあたるものとする。

〔特約事項〕

1. 本駐車場契約は連絡賃貸借契約が解除となるとき本駐車場契約も解除となる。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各持込を保有する。

甲(貸主) 住所 [REDACTED] 2022年12月30日
氏名 [REDACTED]

自宅TEL [REDACTED]

乙(借主) 住所 [REDACTED]
氏名 リガナ 比川 純一
自宅TEL [REDACTED] 駐務先TEL [REDACTED]

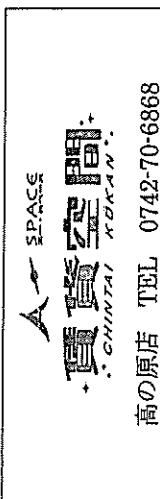
勤務先名 [REDACTED]

仲介者 奈良県知事(1) 第4287号
+ 賃貸空人
+ GINNAI KENSHO
株式会社

(管理・一般・専任)

物件 NO.

駐車場契約解除通知及び連絡先



高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐 車 場 契 約 解 除 通 知 書

質貸人 _____ 管理人 _____

駐車場名称 _____ 駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
年 ____ 月 ____ 日に車両を他へ搬出することを本書において
通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合には、日割り計算は一切致しません。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。については保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

賃借人 氏名 _____ 印 _____

住 所 _____

TEL _____

携 帯 _____

(保証金返還先) ※振込手数料賃借人負担

銀行 _____ 支店 _____ (普通・当座) NO. _____

(アガハ)
名義

駐車場契約書

2022年12月30日

名称 ガーデンシティ店舗駐車場

駐車場NO. 3

フリガナ ナガワカナ

中川 崇 様

賃貸空間
+ CHINTAI KÖKAN +
株式会社 A SPACE

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、契約に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

（表記）

名 称	ガーデンシティ店舗駐車場	区画番号	3
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6	車 種	
車両名		車両所有者	
車両登録番号			
契約期間	2023年1月15日より2025年1月14日まで2年間とする		
賃 料 等	駐車場料金 7,700円 合計月額 7,700円	保証金	
支 払 期 日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支 払 方 法	振込		
振 込 先	銀行名 奈良県農業協同組合	支 店 名 ██████████	預 金 ██████████
		口座番号 ██████████	受 取 名 様 人 ██████████

第1条 甲は乙に対し、表記表示の車両を表記表示の場所に駐車することを認める。

第2条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件で延長されるものとし、以後も同様とする。

第3条 賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

3 甲は公道公認や措置税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。
第4条 乙は、本契約が生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を行なった後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但しそこが本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にも保証金をもってその弁済に充当することができる。

第5条 乙は本駐車場に表記に表示する駐車場以外の車両を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承認を得た場合はこの限りではない。

第6条 本駐車場内におけるこの自動車の盗難、損傷、破損等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第7条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わなものとする。

第8条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または譲り受けすることはできない。

第9条 乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第10条 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 引火性物質その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取扱等をしないこと。
- (3) 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 自動車の運転に当つては安全運転すること。
- (5) 甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他活用を乱行行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場内において物件を損壊し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶、タバコの吸い殻等のゴミを放置しないこと。
- (8) 他の車の駐車位置を侵さないこと。

- (9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- (10) 駐車場内の車両は厳禁とする。
- (11) エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発生させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。
- 第11条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
- (1) 乙が賃料を2ヶ月分以上滞納したとき。
 - (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があつたとき。
 - (3) 他の自動車を駐車させたとき。
 - (4) その他本契約の各項の一に違反したとき。

2 前項による契約解除が行われた場合は、所に料金は返還しない。
 第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方にし面をもって予告しなければならない、この場合、乙ともに異議を申し立てない。

2 乙は1ヶ月未満の解約手続の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、同時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月中途で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。

第13条 乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その施行費用として金至1000円を甲に支払うとともに、1ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

2 本契約が発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

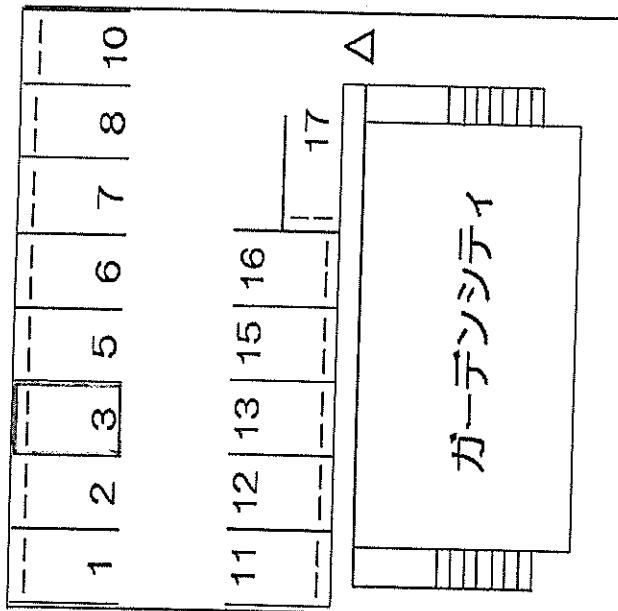
第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車両を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車両その他の物を放置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処理する。乙が本契約終了後なおもその車両その他の物を放置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処理する。

2 この場合の撤去処理に要する費用については金での負担とする。

第15条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各項の解釈に疑惑が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

[特約事項]

1. 本駐車場契約は建物賃貸契約が解除となるとき本駐車場契約も解除となる。



この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各老通を保有する。

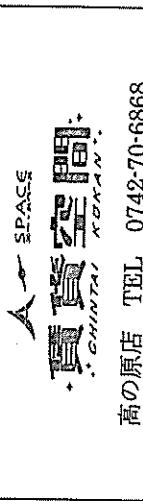
甲(貸主) 住所 [REDACTED] 2022年1月23日
 氏名 [REDACTED]
 自宅TEL [REDACTED]

乙(借主) 住所 [REDACTED]
 氏名 フジタ キヤウ
 自宅TEL [REDACTED] 効力先TEL [REDACTED]

仲介者 奈良県知事 (1) 第4287号
賃貸空室
 + CHINTAI
 株式会社
 〒631-0806 取扱店：萬の原店
 奈良市朱雀3丁目5-4 TEL0742-70-6868

(管理・一般・専任)
駐車場契約解除通知及び連絡先

物件NO.



高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐車場契約解除通知書

賃貸人
管理人

駐車場名称 _____ 様

駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
年 月 日に車両を他へ搬出することを本書において
通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。については保証金の返還は、下記口座宛にご振込み下さい。

通知年月日 年 月 日

賃借人 氏名 _____ 印

住所 _____

TEL _____

携帯 _____

（保証金返還先）※振込手数料賃借人負担

（アリガト）銀行 _____ 支店（普通・当座）NO. _____

名義 _____

駐車場契約書

2023年3月24日

名称 ガーデンシティ駐車場

駐車場NO. 28

フリガナ ナガワカナ

中川 崇 様

賃貸空間

+ CHINTAI KUBIKAN +
SPACE

株式会社

駐車場使用契約書

貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。(以下「本契約」という。)

(表記)

名 称	ガーデンシティ駐車場	区 画 番 号	28
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6		
車両登録番号		車種	
車両名	来客用	車両所有者	
契約期間	2023年4月1日より 2024年3月31日まで	1年間とする	
賃料等	駐車料金 7,700円	保証金	-----
	-----	-----	-----
	合計月額 7,700円		
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	振込		
振込先	銀行名 奈良県農業協同組合	支店名 [REDACTED]	預金 [REDACTED]
		口座番号 [REDACTED]	受取名義人 [REDACTED]

第1条 甲は乙に対し、表記表示の車両を表記表示の場所に駐車することを認める。

第2条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもつてさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

2. 1ヶ月に満たない期間の算料は日割計算した額とする。

3. 甲は公道公園や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。
第4条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、甲は、乙に対する債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2. 保証金には利息を附さず、乙が本契約による債務の履行を完了した後10日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但しこれが本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にも保証金をもってその弁済に充当することができる。

第5条 乙は本駐車場に表記に表す駐車場以外の車両を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第6条 本駐車場内における乙の自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第7条 この駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して向らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第8条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または伝達することができない。

第9条 乙又はその関係者(同乗者を含む。)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第10条 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 引火生物その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取扱等をしないこと。
- (3) 自動車の出入りの際は駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 自動車の運転に当つては安全運転をすること。
- (5) 甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを放置しないこと。
- (8) 他の車の駐車位置を侵さないこと。

- (9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- (10) 車両場内での車両の洗車は歓迎とする。
- (11) エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発生させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。

第11条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。

- (1) 乙が資料の支払を2ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があつたとき。
- (3) 他の自動車を駐車させたとき。
- (4) その他の契約の条項の一に違反したとき。

2 前項による契約解除が行われた場合は、既に給入した資料は返還しない。

第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に對し書面をもつて予告しなければならない。この場合甲、乙ともに黙認を申し立てない。

2 乙は1ヶ月未満の解約の場合、1ヶ月分の資料相当額の違約金を甲に支払うことにより、同時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。

第13条 乙は「自動車保養場所使用承諾書」を必要とする場合は、その施行費用として金￥10000+税円を甲に支払うとともに二ヶ月分の駐車料金を納めなければならない。

2 車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他の契約が終了した時は、乙は直ちにその車両を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車両その他の物を預置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において可なら異議なものとする。この場合の撤去処分に要する費用については全て乙の負担とする。

第15条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に異議が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、その解決にあたるものとする。

[特約事項]

1. 本駐車場契約は建物賃借契約が解除となるとき本駐車場契約も解除となる。

この契約の締結をするため、本契約書 2 達を作成し当事者記名押印の上、甲乙各原本を保有する。

2023年3月24日

甲 (貸主) 住所 _____
氏名 _____
自宅TEL _____

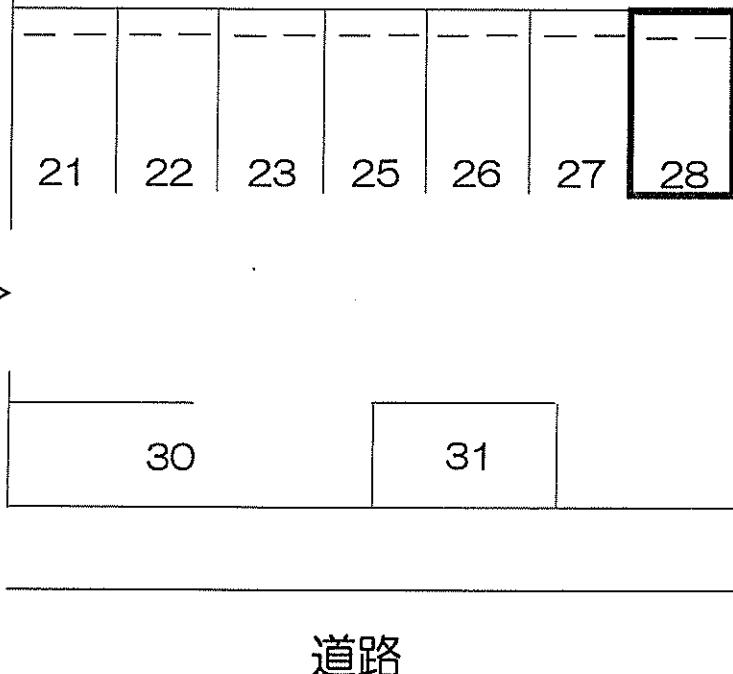
乙 (借主) 住所 _____
氏名 プリザ
中川 審
自宅TEL _____

勤務先名 キムチヤシ事務所 勤務先TEL 0742-93-4900

仲介者 奈良県知事 (2) 第4287号



〒631-0806 取扱店：萬の原店
奈良市朱雀3丁目5-4 TEL0742-70-6868



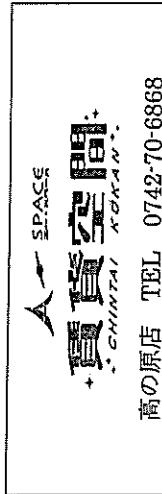
歩道

道路

(管理・一般・専任)

物件 NO. _____

駐車場契約解除通知及び連絡先



高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐車場契約解除通知書

賃貸人 _____ 様

駐車場名称 _____

駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
年 月 日に車両を他へ搬出することを本書において
通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。については保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

賃借人 氏名 _____ 印 _____

住所 _____

TEL _____

携帯 _____

（保証金返還先）※振込手数料賃借人負担

銀行 _____ 支店 _____ (普通・当座) NO. _____

（ワカガミ）
名義 _____

駐車場契約書

2023年 2月12日

名称 ガーデンシティ第二駐車場

駐車場No.22

フリガナ カガワ カジ

中川 崇 様

賃貸空間

+ CHINTAI KOSHOKU +
株式会社 A SPACE

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、契約に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

（表記）

名 称	ガーデンシティ第二駐車場	区 画 番 号	22
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6		
車両名		車種	
車両登録番号		車両所有者	
契約期間	2023年2月25日より2024年2月24日までの1年間とする		
賃料等	駐車料金 7,700円 合計月額 7,700円	保証金	-----
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	振込		
振込先	銀行名 奈良県農業協同組合	支店名 [REDACTED]	預金 [REDACTED]
		口座番号 [REDACTED]	受取名義人 [REDACTED]

第1条 甲は乙に対し、表記表示の車両を表記表示の場所に駐車することを認める。

第2条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒否又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件もってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示金額とする。

2ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

3 甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。

第4条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約によるこの債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲に手にこれを返還する。但しそが本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にもても保証金をもつてその弁済に充当することができる。

第5条 乙は本駐車場に表記に表示する駐車車輛以外の車両を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承認を得た場合はこの限りではない。

第6条 本駐車場内におけるこの自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第7条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第8条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

（1）引火性物件その他危険物を持込まないこと。
（2）火気の取扱等をしないこと。
（3）自動車の出入りの際は駐車場内、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
（4）自動車の運転に当つては安全運転すること。
（5）甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡易な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
（6）駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。
（7）駐車場内に空き缶・タバコのポイ捨て等のゴミを放置しないこと。
（8）他の車の駐車位置を侵さないこと。

- (9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- (10) 駐車場内の車両の洗車は断然とする。
- (11) エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を差敷させない、特に深夜の車の出入りに当たつては付近の迷惑にならないよう心掛けろ。
- 第11条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、権利を棄てず本契約を解除することができる。この場合は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。

- (1) 乙が賃料の支払を2ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があつたとき。
- (3) 他の自動車を駐車させたとき。
- (4) その他本契約の条項の一に違反したとき。

2 前項による契約解約が行われた場合は、既に輸入した資料は返還しない。

第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に對し書面をもつて予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。

2 乙は1ヶ月未満の解約の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割り計算せば終了月分全額を支払う。

第13条 乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その運行費用として金￥10,000十秒円を甲に支払うとともに、二ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

2 車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車輛を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車輛の他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何ら異議なものとする。この場合の撤去処分に要する費用については全て乙の負担とする。

第15条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑惑が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、その解決にあたるものとする。

【紛糾事項】
本契約において駐車場料金が変更となる場合は消費税を適用するものとする。
尚、将来消費税の税率が変更後の税率を適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 達を作成し当事者記名押印の上、甲乙各原本を保有する。

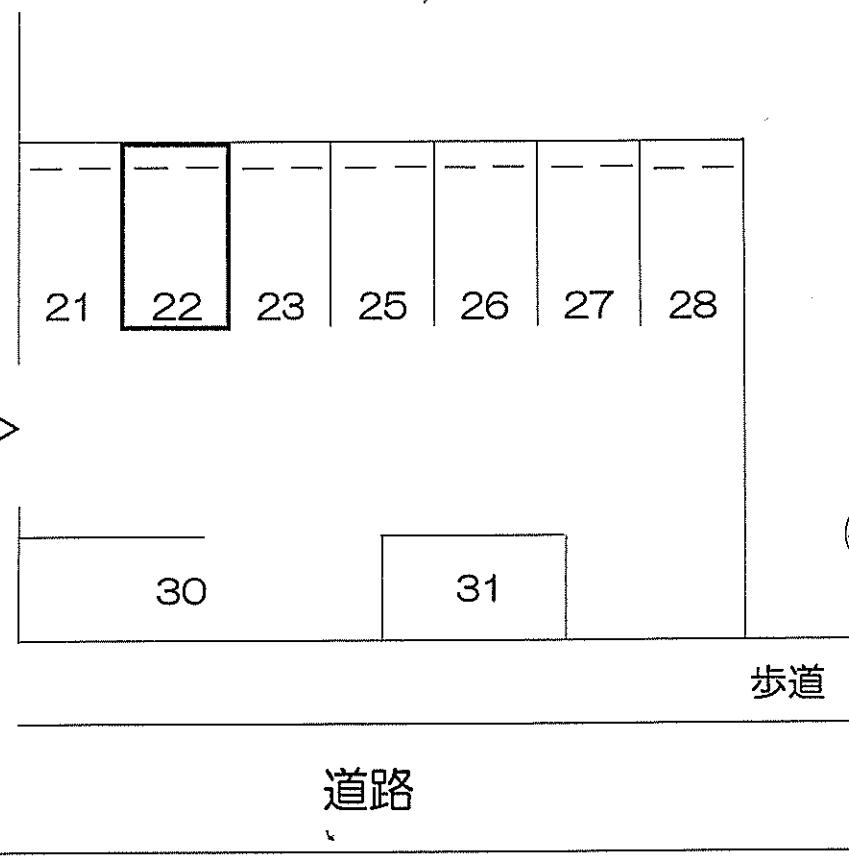
2023年2月12日

甲 (貸主) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
自宅TEL [REDACTED]

乙 (借主) 住所 [REDACTED]
氏名 プリカ
モード
自宅TEL [REDACTED]

勤務先名 勤務先TEL

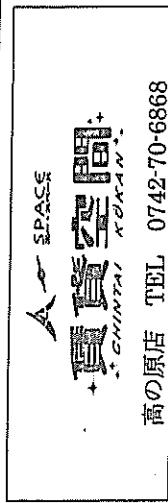
仲介者 奈良県知事 (2) 第1287号
+ CHINTAI KEN
株式会社 A
貢賃空室



(管理・一般・専任)

物件 NO. _____

駐車場契約解除通知及び連絡先



高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐車場契約解除通知書

賃貸人 _____ 様
管理人 _____

駐車場名称 _____

駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
年 月 日に車両を他へ搬出することを本書において
通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。については保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

賃借人 氏名 _____ 印

住所 _____

TEL _____

携帯 _____

〈保証金返還先〉 ※振込手数料賃借人負担

銀行 _____ 支店 (普通・当座) NO. _____
名義人 _____

書類送付のご案内

御中

中川 崇 様

この度は、（ ガーデンシティ第二駐車場 No.22 ）を御契約して頂き有難うございました。大変遅くなり申し訳ございません、駐車場契約書（借主様控分）を送付させて戴きますので大事に保管の程、宜しくお願ひ致します。

尚、解約をされる時は駐車場契約解除通知書が必要となりますので、解約される 1 ヶ月前に当社にご連絡をして頂き、お手数ですがご持参して下さい。（借主様控分の駐車場契約書も返還になります。）宜しくお願ひします。

※駐車場契約解除通知書は駐車場契約書の最後のページに有ります。

※毎月の駐車料金の振込先は駐車場契約書に記載しております。

※初回の振込は 3 月末日に 4 月分からとなります。

賃貸空間 高の原店

T E L 0742-70-6868

担当

駐車場契約書

2023年1月15日

名称 ガーデンシティ第二駐車場
駐車場№27
フリガナ カガワケガ

中川 崇 様

賃貸空間

+ CHINTAI KÖKAN +
SPACE
株式会社 

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、次記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

名 称	ガーデンシティ第二駐車場	区 画 番 号	27
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6		
車両名	車種 車両所有者		
車輛登録番号			
契約期間	2023年2月1日	より	2024年1月31日
まで1年間とする			
賃 料 等	駐車料金 消費税額 合計月額	7,700円 7,700円	保 証 金 —
支 払 期 日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支 払 方 法	振込		
振込先	銀 行 名 奈良県農業協同組合	支 店 名 [REDACTED]	預 金 口座番号 [REDACTED]
			受取名義人 [REDACTED]

第1条 甲は乙に対し、表記表示の車両を表記表示の場所に駐車することを認める。

第2条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でつとめらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

第4条 1ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

第5条 甲は公道公課や消費税の増額、物價の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

第7条 保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約によるこの債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但しそが本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時でも保証金をもつてその弁済を充当することができる。

第8条 乙は本駐車場に表記に表示する駐車車両以外の車両を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承認を得た場合はこの限りではない。

第9条 本駐車場内におけるこの自動車の盗難、損傷、破壊等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第10条 乙の駐車場内に至る通路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用者が妨げられた場合は、甲は、乙に対して所らの補償、損害賠償の義務を負わないとものとする。

第11条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

第12条 乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の施設設置・修理等に危険を及ぼす行為を行なった場合は、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

- (1) 引火生物等その他の危険物を持ち込まないこと。
- (2) 大気の吸収等をしないこと。
- (3) 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 自動車の運転に当つては安全運転をすること。
- (5) 甲及び管理者の許可を得るもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他の営業を行なは

切行わないこと。

第13条 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。

- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを放置しないこと。
- (8) 他の車の駐車位置を侵さないこと。

(9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。

(10) 車両場内での車両の洗車は被禁とする。

(11) エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発散させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。

第11条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。

(1) 乙が賃料の支払を2ヶ月以上滞納したとき。

(2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があつたとき。

(3) 他の自動車を駐車させたとき。

(4) その他本契約の条項の一に違反したとき。

2 前項による契約解除が行われた場合は、既に支入した賃料は返還しない。

第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に封し書面をもって予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。

2 乙は1ヶ月未満の解約预告の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、同時に本契約を解約することができる。尚、本契約が途中で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。

第13条 乙は「自動車保有者専用駐輪場」を必要とする場合は、その発行費用として金至10,000円+税円を甲に支払うとともに年に二十九ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

2 車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所持の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他の本契約が終了した時は、乙は直ちにその車両を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車両その他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で保管処分するも乙において何ら異議なものとする。この場合の搬去処分に関する費用については金て乙の負担とする。

第15条 この契約に定めない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑惑が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあらるものとする。

【特約事項】

本契約において駐車場料金については消費税を附加するものとする。尚、将来消費税の税率が変更となる場合は変更後の税率を適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

2023年1月15日

甲 (貸主) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
自宅TEL [REDACTED]

乙 (借主) 住所 [REDACTED]
氏名 田中 智也
自宅TEL [REDACTED]

勤務先名

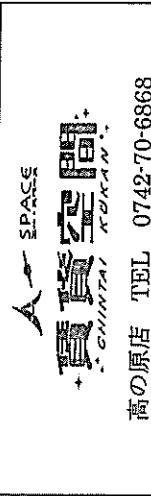
仲介者 奈良県知事 (2) 第4287号



株式会社
〒631-0806 取扱店：高の原店
奈良市朱雀3丁目5-4 TEL0742-70-6868

(管理・一般・専任)

駐車場契約解除通知及び連絡先
物件 NO. _____



高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐車場契約解除通知書

賃貸人 _____ 様
管理人 _____

駐車場名称 _____

駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
年 _____ 月 _____ 日に車両を他へ搬出することを本書において
通知し、確実に履行することを確認致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。については保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

賃借人 氏名 _____ 印 _____

住所 _____

TEL _____

携帯 _____

〈保証金返還先〉※振込手数料賃借人負担

銀行 _____ 支店 (普通・当座) NO. _____
(クリガナ)
名義人 _____

駐車場契約書

2023年1月15日

名称 ガーデンシティ第二駐車場

駐車場№31

フリガナ タカラガバ

中川 崇 様

賃貸空間

+ CHINTAI
KÖKAN +
株式会社 SPACEx

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

（表記）

名 称	ガーデンシティ第二駐車場			区 画 番 号	31
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6				
車両名				車種	
車輛登録番号				車両所有者	
契約期間	2023年2月1日 より 2024年1月31日 までの1年間とする				
賃 料 等	駐車場料金 消費税額	7,700円 合計月額	保証金	全額	
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。				
支払方法	振込				
振込先	銀 行 名 奈良県農業銀行組合	支 店 名 ■■■■■	預 金 ■■■■■	口座番号 ■■■■■	受 取 名 義 人 ■■■■■

第1条 甲は乙に対し、表記表示の車両を表記表示の場所に駐車することを認める。

第2条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもつてさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

3 甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、資料を変更することができる。
第4条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約によるこの債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但しそが本契約に基づく債務不履行のときは、甲は同時にても保証金をもつてその弁済に充当することができる。

第5条 乙は本駐車場に表記に表示する駐車車両以外の車両を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第6条 本駐車場内におけるこの自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第7条 この駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの損害、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第8条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または譲受することはできない。

2 乙又はその關係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の施設設備しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第9条 乙は本駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。

（1）引火性物性その他危険物を待ちならないこと。
（2）火気の取扱等をしないこと。

（3）自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。

（4）自動車の運転に当っては安全運転をすること。

（5）甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販賣、自動車の修理（簡易な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。

（6）駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。

（7）駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを随意しないこと。

（8）他の車の駐車位置を優さないこと。

- (9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- (10) 駐車場内の車両の洗車は厳禁とする。
- (11) エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発散させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。

第11条 乙が次の各号のいずれかには該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本契約の使用をやめなければならない。

- (1) 乙が賃料の支払を2ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 近隣若しくは他の者による不衛生があつたとき。
- (3) 他の自動車を駐車させたとき。

- (4) その他本契約の条項の一に違反したとき。
2. 前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。

第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に對し書面もつて予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。

2 乙は1ヶ月未満の解約予告の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割り計算せざる終了月分全額を支払う。

第13条 乙は「自動車保管器使用料金」を必要とする場合は、その施行費用として金差10,000円を甲に支払うとともに同一月分の賃料料金を前納しなければならない。

2 車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは終約その他の事由が終了した時は、乙は直ちにその車両を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車両その他の物を放置するときは甲はこれを適当な方法で敷主処分するも乙において何ら異議なものとする。この場合の敷主処分に要する費用については全て乙の負担とする。

第15条 この契約に定めたばかり事項、ならびにこの契約に定めた各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもつて協議し、その解決にあたるものとする。

[特約事項]

本契約において駐車場料金については消費税を附加するものとする。尚、将来消費税の税率が変更となる場合は変更後の税率を適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各老通を保有する。

2023年1月15日

甲(貸主) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
自宅TEL [REDACTED]

乙(借主) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
自宅TEL [REDACTED]

勘定先名 [REDACTED] 勘定先TEL [REDACTED]

仲介者 奈良県知事 (2) 第4287号

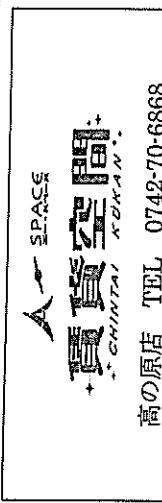


〒631-0806 取扱店：高の原店
奈良市朱雀3丁目5-4 TEL0742-70-6868

(管理・一般・専任)

物件 NO.

駐車場契約解除通知及び連絡先



高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐車場契約解除通知書

賃貸人 _____ 様
管理人 _____

駐車場名称 _____

駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
年 月 日に車両を他へ搬出することを本書において
通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合にはおいても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わずに遅延によって発生した
損害は賠償致します。については保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

賃借人 氏名 _____ 印 _____

住 所 _____

TEL _____

携 帯 _____

〈保証金返還先〉※振込手数料賃借人負担

〈クリアナム〉 銀行 _____ 支店 (普通・当座) NO. _____
名義 _____

(貸主)

(借主)

駐車場契約書

2023年4月1日

名称 朱雀第3駐車場

駐車場No. 3



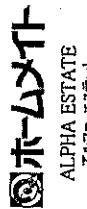
FC高の原駅前店 ALPHA ESTATE

自動車駐車場使用契約書

貸主を甲として、借主を乙として下記の駐車場(以下駐車場といふ)の使用について以下の通り契約を締結する。

中川 崇 様

2023年4月1日



書類送付ご案内

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
毎度格別の御引立に賜わり誠に有難く厚く御礼申し上げます。
さて、本日下記書類を同封の上、ご送付いたしますので、
ご査収の上よろしくご配慮賜わります様お願い申し上げます。

敬
具

記

物件名称 朱雀第3駐車場 3号

1. 自動車駐車場使用契約書

1通

- ご契約ありがとうございました。
1. 自動車駐車場使用契約書
- 押印 略
- 記
- 物件名称 朱雀第3駐車場 3号
1. 本契約の期間は表記①に記載する期間とし、甲・乙双方に異議がなければ本契約は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約による駐車料金は表記②通りとし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定期間による支払うものとする。(振込料、自動引落手数料等は乙の負担)
3. また、本契約が月中途で終了した時は日割計算をせず、終了月分全額を支払う。
4. 乙は本契約締結時に保証金として表記③の通り甲に交付する。
5. 保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による債務の履行を完了した後1カ月以後に甲は解約引金表記④を差引いた残額を乙に返還する。
6. 但し、乙が本契約に基づく債務不履行の時は、甲は何時にも保証金をもつてその弁済に充当することができる。
7. 乙は「自動車保管場所使用承認証明書」を必要とする場合は、その発行手数料として金￥10,000円(引金消費税)もしくは1カ月分駐車料金のどちらか高い額を甲に支払うとともにヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。
8. 甲または乙が契約期間中に本契約を解約しようとする場合は、1カ月以前にそれぞれ相手方に対し予告なければならない。なお解約が甲の申し出による場合を除き前納金は返還しない。但し、乙は予告に代え1カ月分の駐車料金相当額を甲に支払い本契約を即時解約することができる。
9. 乙は本駐車場を契約車両の駐車以外の目的に使用することはできない。
10. 甲が本駐車場におけるこの車両の駐車場所の変更を指示した時は、乙はこれに従う。
11. 乙はこの駐車場使用契約上の権利を他人に譲渡、転貸、その他いかなる名目をもつてするも他人に使用させることはできない。
12. 甲は、乙が第3条による支払義務の履行を怠ったとき、または本契約を解除することができたときは、何等の催告その他の手続を為すことなく即時本契約を解除することができる。

駐車場使用規則

第10条 乙は本契約車輛以外の車を駐車することはできない。乙は本契約書の契約車輛を変更しようとするときは甲の承諾を受けなければならない。

第11条 甲は契約車輛及び積載されている物品の天災、地震、火災、盗難、損傷及び滅失等その他一切の損害についてその責を負わない。

第12条 乙または乙の関係者(使用者、運転手、同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車輛等に損害を与えた時は、乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第13条 乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了したときは、乙は直ちにその車輛を他へ搬出する。

乙が本契約終了後なおその車輛その他の物件を残置するときは甲はこれを適切な方法で撤去処分するも乙において何等異議なものとする。この場合の撤去処分に要する費用については、乙の負担とする。また乙が本駐車場を保管場所として登録を受けている場合は、本契約解除後その登録を抹消しなければならない。

第15条 将来、公租公課の増額、消費税、物価の高騰あるいは駐車料金を甲乙協議の上、改訂することができる。

第16条 本契約に定めなき事項については甲乙誠意をもって協議するものとする。
(特約条項)

1. 借主は、本駐車場にトラック、バン、ワゴン等の商用車を駐車する場合、貸主の承諾を受けなければ、駐車は出来ない。

2. 借主は、駐車場使用規則及び貸主が定めた事項を遵守する。

3. 借主は毎月28日に翌月分の駐車料金を自動引落しで支払うものとする。

4. 每月の自動引落し手数料￥300円は借主が負担する。

本契約の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

2020年3月19日

上記説明を受け各条項を遵守致します。

甲 住所 [REDACTED]
(貸主) 氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

乙 住所 [REDACTED]
(借主) 氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

立会人

ALPHA
FC高の原
奈良県奈良市朱雀3丁目10番6号 ALPHA
TEL 0744-72-2201

解除通知及連絡先

物件No. 9189



FC高の原駅前店

ALPHA ESTATE 0742-72-2201

駐車場契約解除届

貸主
管理人 _____ 殿

駐車場名称 _____ 番
駐車区画 _____ 番

借主 _____ は上記駐車場の駐車契約を解除し、

年 月 日に車輌を他へ搬出することを通知し、確実に履行することを
確約いたします。

年 月 日
借 主 氏名 _____ 印
電話 _____ () _____

<保証金返還先>

銀行 _____ 支店 (普・当) No. _____
フリガナ _____
名義 _____

保証金返還金より銀行振込手数料が差し引かれます。ご了承ください。

(貸主)
○
(借主)

駐車場契約書

2023年2月1日

名称 朱雀第3駐車場

駐車場No. 33



FC高の原駅前店 ALPHA ESTATE

自動車駐車場使用契約書

貸主を甲とし、借主を乙として下記の駐車場(以下本駐車場という)の使用について以下の通り契約を締結する。

駐車場	所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-5		駐車NO.	33
契約車両	車両名	[REDACTED]	車両登録番号	[REDACTED]	
年式及び型式	(A)	[REDACTED]	車両所有者名	[REDACTED]	
使用条件	契約期間	(B) 2023年2月1日 から 2024年1月31日 まで 1年間	保証金	(C) ¥7,000 円也	解約引金 (D) 円引
支払方法	駐車料金	(E) 月額 ¥7,700 円也 (1台)	銀行振込・自動引落	引落口座 [REDACTED] 銀行	
	(F)	南部 [REDACTED] 口座番号 No. [REDACTED]	名義人 [REDACTED]	アルファ エステート	

第1条 甲は乙の所有若しくは使用する表記①の自動車の駐車使用を承諾する。

第2条 本契約の期間は表記①に記載する期間とし、甲・乙双方に異議がなければ本契約は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 本契約による駐車料金は表記①の通りとし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する表記②の方法で支払うものとする。(振込料、自動引落手数料等乙の負担)

また、本契約が月中途で終了した時は日割計算をせず、終了月分全額を支払う。

第4条 乙は本契約締結時に保證金として表記③の通り甲に交付する。

保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後1カ月以後に甲は解約引金表記①を差引いた残額を乙に返還する。

但し、乙が本契約に基づく債務不履行の時は、甲は何時にも保証金をもつてその弁済に充当することができる。

第5条 乙は「自動車保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合は、その発行手数料として金￥10,000円(別途消費税もしくは1カ月分駐車料金のどちらか高い額を甲に支払うとともに3ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

第6条 甲または乙が契約期間中に本契約を解約しようとする場合は、1カ月以前にそれぞれ相手方に対し予告しなければならない。なお解約が甲の申し出による場合を除き前納金は返還しない。但し、乙は予告に代え1カ月分の駐車料金相当額を甲に支払い本契約を即時解約することができる。

第7条 乙は本駐車場を契約車両の駐車以外の目的に使用することはできない。

甲が本駐車場内における乙の車両の駐車場所の変更を指示した時は、乙はこれに従う。

第8条 乙はこの駐車場使用契約上の権利を他人に譲渡、転貸、その他いかなる名目をもつても他人に使用させることはできない。

甲は、乙が第3条による支払義務の履行を怠ったとき、または本契約の条項に違反したときは、何等の催告その他の手続をとることなく即時本契約を解除することができる。

駐車場使用規則

第10条 乙は本契約車輛以外の車を駐車することはできない。乙は本契約書の契約車輛を変更しようとするときは甲の承諾を受けなければならない。

第11条 甲は契約車輛及び積載されている物品の天災、地変、火災、盜難、損傷及び滅失等の他の一切の損害についてその責を負わない。

第12条 乙またはこの關係者(使用者、運転手、同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車輛等に損害を与えた時は、乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第13条 乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第14条 本契約の期間が満了し、若しくは解約その他本契約が終了したときは、乙は直ちにその車輛を他へ搬出する。

乙が本契約終了後なおその車輛その他の物件を残置するときは甲はこれを適切な方法で撤去処分するもしくは何等異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については、乙の負担とする。また乙が本駐車場を保管場所として登録を受けている場合は、本契約解除後その登録を抹消しなければならない。

第15条 将来、公租公課の増額、消費税、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間中といえども甲は第3条の駐車料金を甲乙協議の上、改訂することができる。

第16条 本契約に定めなき事項については甲乙協意をもつて協議するものとする。
(特約条項)

1. 借主は、本駐車場にトラック、ベン、ワゴン等の商用車を駐車する場合、貸主の承諾を受けなければ、駐車は出来ない。

2. 借主は、駐車場使用規則及び貸主が定めた事項を遵守する。

3. 借主は毎月28日に翌月分の駐車料金を自動引落しで支払うものとする。

4. 毎月の自動引落し手数料￥300円は借主が負担する。

本契約の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年1月9日

2023年1月9日

上記説明を受け各条項を遵守致します。

甲 住所 [REDACTED]
(貸主) 氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

乙 住所 [REDACTED]
(借主) 氏名 中川 茜
TEL [REDACTED]

立会人

ALPHA
FC高の原駅前
ALPHA FC高の原駅前
奈良県奈良市朱雀3丁目10番6号
TEL 0742-72-2201

解除通知及連絡先

物件N.O. 9189



FC高の原駅前店

ALPHA ESTATE 0742-72-2201

駐車場契約解除届

貸主 _____ 貸主管理人 _____

駐車場名称 _____ 駐車区画 _____ 番
借主 _____ は上記駐車場の駐車契約を解除し、

____年 ____月 ____日に車両を他へ搬出することを通知し、確実に履行することを
確約いたします。

年 月 日 _____
借主 氏名 _____ 印 _____
電話 _____ (_____) _____

<保証金返還先>
_____銀行 _____支店 (普・当) N.O. _____
フリガナ _____
名義 _____

保証金返還金より銀行振込手数料が差し引かれます。ご了承ください。

駐車場賃貸借契約書

貸主

(以下「甲」という)と、

借主

中川 崇

(以下「乙」という)とは、

下記駐車場(以下「本物件」という)について、以下の条項により賃貸借契約を締結する。

(A) 物件の表示		所在 地	奈良市朱雀5丁目19番18					
		名 称	[REDACTED]駐車場	指定場所	12			
契 約 車	①	車名型式						
	②	車種		③	登録番号			
備考								
(B) 賃貸借の条件	契約期間	令和5年1月10日から令和5年4月10日まで3ヶ月(91日)						
	賃料	月額金	5,000	保証金	10,000円			
	更新料	0円		賃料等の支払方法	■振込			
	支払期限	①翌月分を毎前月30日までに支払う		②振込み手数料は乙の負担とする				
	<input type="checkbox"/> 振込	種類	[REDACTED]	金機関名	三井住友銀行 [REDACTED]			
	賃料等の振込先	口座番号	[REDACTED]	名義人	フリガナ [REDACTED]			
	<input type="checkbox"/> 持参	住所						
	持参先	氏名						
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名						
	(特約事項)							
(C) 貸主及び管理業者	貸主	氏名	[REDACTED]					
	住 所	[REDACTED]						
	管理業者	商号又は名称						
		所 在				TEL:		
		賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣	()	第		号	
	*貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。							
	所 有 者	氏 名	貸主(甲)に同じ					
	住 所	同上						

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人(以下「丙」という)が署名(記名)押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

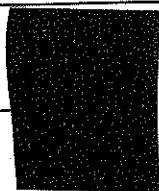
令和 5 年 1 月 7 日

貸 主 (甲) 住 所 _____

氏 名 _____

借 主 (乙) 住 所 〒 631-0801 奈良市左京1丁目12番地の5サンホームズB-202

氏 名 中川 崇



契約条項

第1条（目的）

甲は、乙に対し本物件を駐車場の用として賃貸し、乙は、これを賃借する。

第2条（契約期間及び更新）

- 1 契約期間は表記(B)のとおりとする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 乙は、契約期間満了の3ヶ月前までに、甲に対して書面をもって本契約の存続に関し、何らの申し出がない場合には、当該期間の満了の翌日より起算してさらに期間、賃料等同一条件にて本契約を合意更新したものとみなす。以後この例による。
- 4 本契約更新の場合、更新料は不要とする。

第3条（賃料）

- 1 乙は、表記(B)の記載に従い、甲に賃料を支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
- 3 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には契約期間中であっても、協議の上、賃料を改定することができる。
 - ① 土地に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - ② 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - ③ 近傍同種の土地の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

第4条（保証金）

- 1 乙は、本契約から生じる乙の債務の担保として表記(B)の保証金を本契約締結と同時に甲に預け入れるものとする。
- 2 甲は、本契約が期間満了、解約、解除等により終了し、乙が原状に復して本物件を明け渡した時は、すみやかに表記の保証金を乙に返還する。
- 3 乙に未払い賃料、原状回復費用等、本契約に基づく債務がある時は、甲は前項の保証金と相殺した後に残額を返還する。

第5条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第6条（使用の制限）

- 1 乙は、本物件上に、契約車以外の車及び物を置いたり、いかなる構造物も設置してはならない。
- 2 乙又はその関係者によって、本物件上の甲の設備や、駐車中の他の自動車に損傷を与えた場合、全て乙の責任と負担において賠償責任を負う。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し、又は、転貸してはならない。

第7条 (契約の解除)

- 1 甲は、乙において次のいずれかの事由が生じた場合は、相当の期間を定めて当該義務の履行等を催告した上で、履行されない場合は、本契約を解除することができる。
 - ① 賃料を2ヶ月以上支払わなかった場合
 - ② 乙が本契約に違反した場合
- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せず本契約を解除することができる。
 - ① 第5条の確約に反する事実が判明した時
 - ② 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した時

第8条 (通知義務)

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には甲にすみやかに通知しなければならない。

- ① 乙の氏名・緊急時の連絡先等に変更がある場合
- ② 乙が法人の場合、記載事項に変更があった場合

第9条 (契約の失効等)

天災地変その他甲及び乙の責に帰さない事由により、本物件の使用ができなくなった場合、本契約は当然に失効する。

第10条 (損害賠償)

- 1 乙が賃料・管理費等の支払いを遅滞した時は、年5%の割合による遅延損害金を支払わねばならない。
- 2 乙は、第三者との間で生じた本物件に関する損害賠償問題等については、その当事者間で問題を解決するものとする。

第11条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

第12条 (免責事項)

駐車場内で起きた事故や盗難については、いかなる場合も甲は一切の責任を負わないものとする。
自然災害による場合も同様とする。

第13条 (契約外事項)

甲及び乙は、本契約に定めがない事項あるいは条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令、一般の不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。